



吉富町地域強靱化計画

令和3年11月
福岡県吉富町

目 次

はじめに	1
Ⅰ 計画策定の趣旨	1
Ⅱ 計画の位置付け	1
Ⅲ 策定体制	3
第1章 吉富町の地域特性	4
Ⅰ 町の概況	4
1 地勢	4
2 気象	4
3 地形	4
4 地質	5
Ⅱ 社会的条件	6
1 人口	6
2 土地利用の状況	7
Ⅲ 自然災害に関する特性	8
1 災害履歴	8
2 災害危険性	10
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	22
Ⅰ 地域強靱化の意義	22
Ⅱ 対象とする災害	22
Ⅲ 基本目標	22
Ⅳ 地域強靱化を推進する上での基本的な方針	23
1 強靱化の取組姿勢	23
2 取組の効果的な組み合わせ	23
3 地域の特性に応じた施策の推進	24
第3章 吉富町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	27
Ⅰ 脆弱性評価の考え方	27
Ⅱ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	27
Ⅲ 施策分野の設定	27
Ⅳ 脆弱性の分析・評価の手順	29
Ⅴ 脆弱性評価結果	30
第4章 強靱化施策の推進方針	31
Ⅰ 施策推進に当たっての目標値の設定	31
Ⅱ リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	31
Ⅲ 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	50
第5章 計画推進の方策	71
Ⅰ 計画の推進体制	71
Ⅱ 計画の進捗管理と見直し	71
別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	72
別紙2 施策別関連リスクシナリオ整理表	98

はじめに

I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

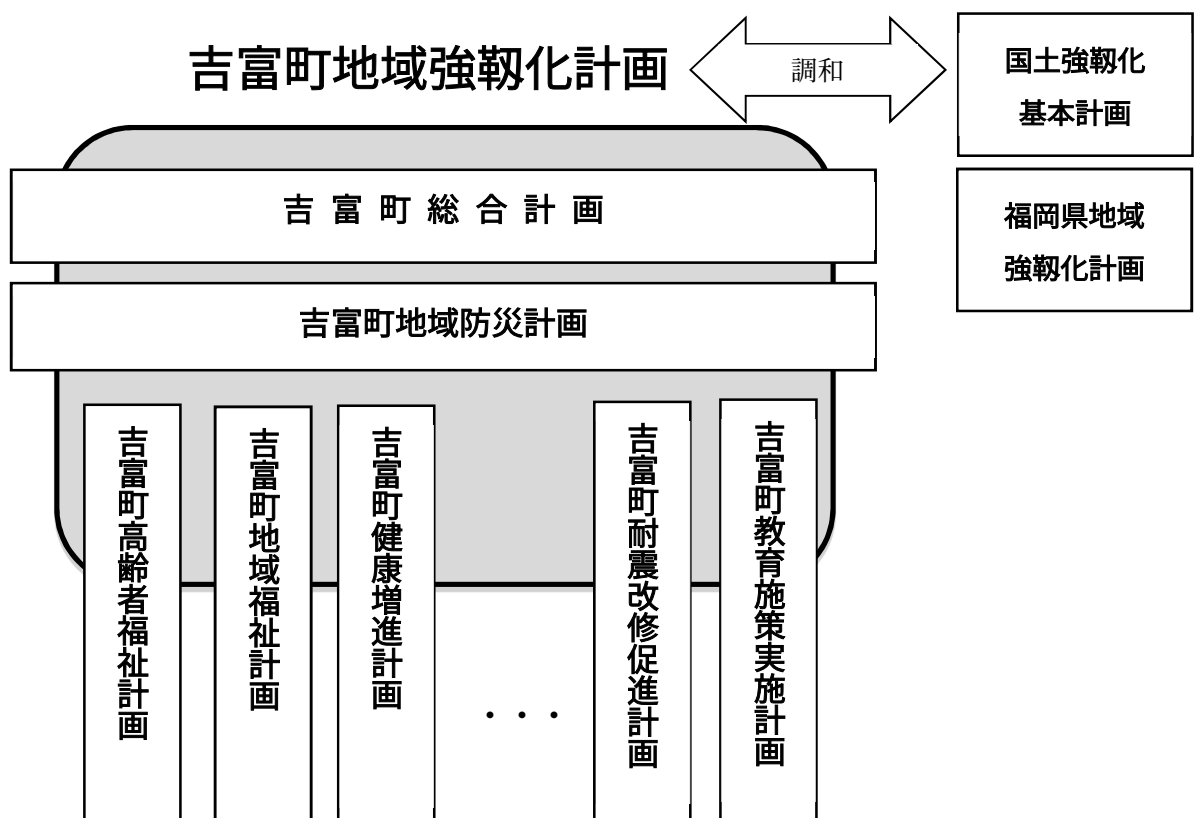
このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月 14 日、基本計画の変更について閣議決定）

吉富町においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会の構築に向けた「町土の強靱化」を推進するため、「吉富町地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る吉富町の他の計画等の指針となるものである。すなわち、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、吉富町の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条に基づき、基本計画との調和を図るものとする。



地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

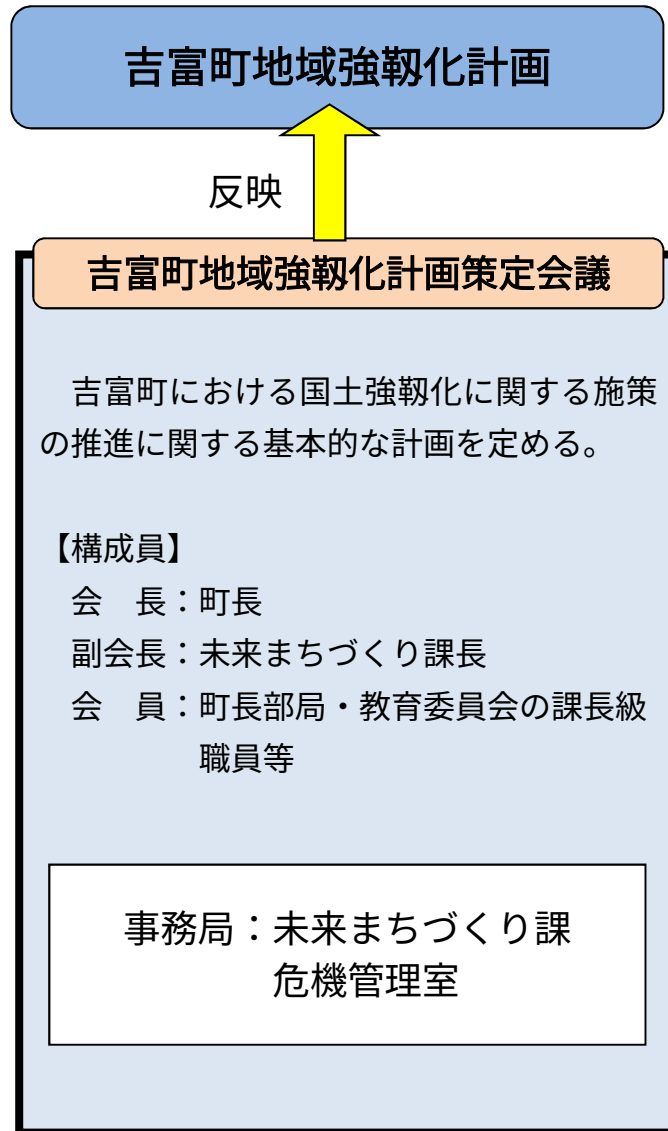
地方創生総合戦略との関係

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、地域強靱化計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなっている。

III 策定体制

令和３年７月、町長部局・教育委員会の課長級職員等で構成する「吉富町地域強靱化計画策定会議」（以下、「策定会議」という。）を設置し、全庁的に策定作業を進めた。



第1章 吉富町の地域特性

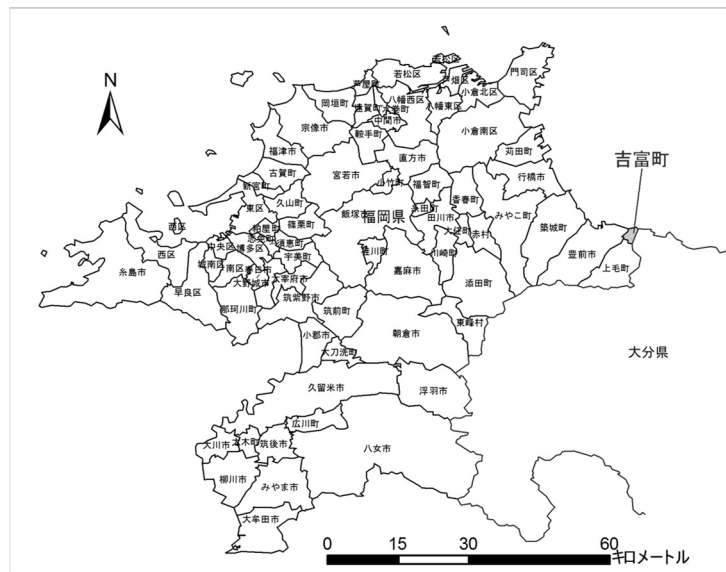
I 町の概況

1 地勢

吉富町は、福岡県の東端に位置し、東は山国川を境に大分県中津市、西は海岸に沿い豊前市、南は上毛町に接し、北は周防灘に面している。

町域は、2箇所の丘陵地を含む西南より北ないし東北に向けて緩やかな傾斜の平坦地で、山岳に発した山国川と佐井川に挟まれた東西1.8km、南北4km、面積5.72km²の町である。

(1) 位置



(2) 河川

種 類	水 系	河 川 名
一級河川	山 国 川	山 国 川 黒 川
二級河川	佐 井 川	佐 井 川

2 気象

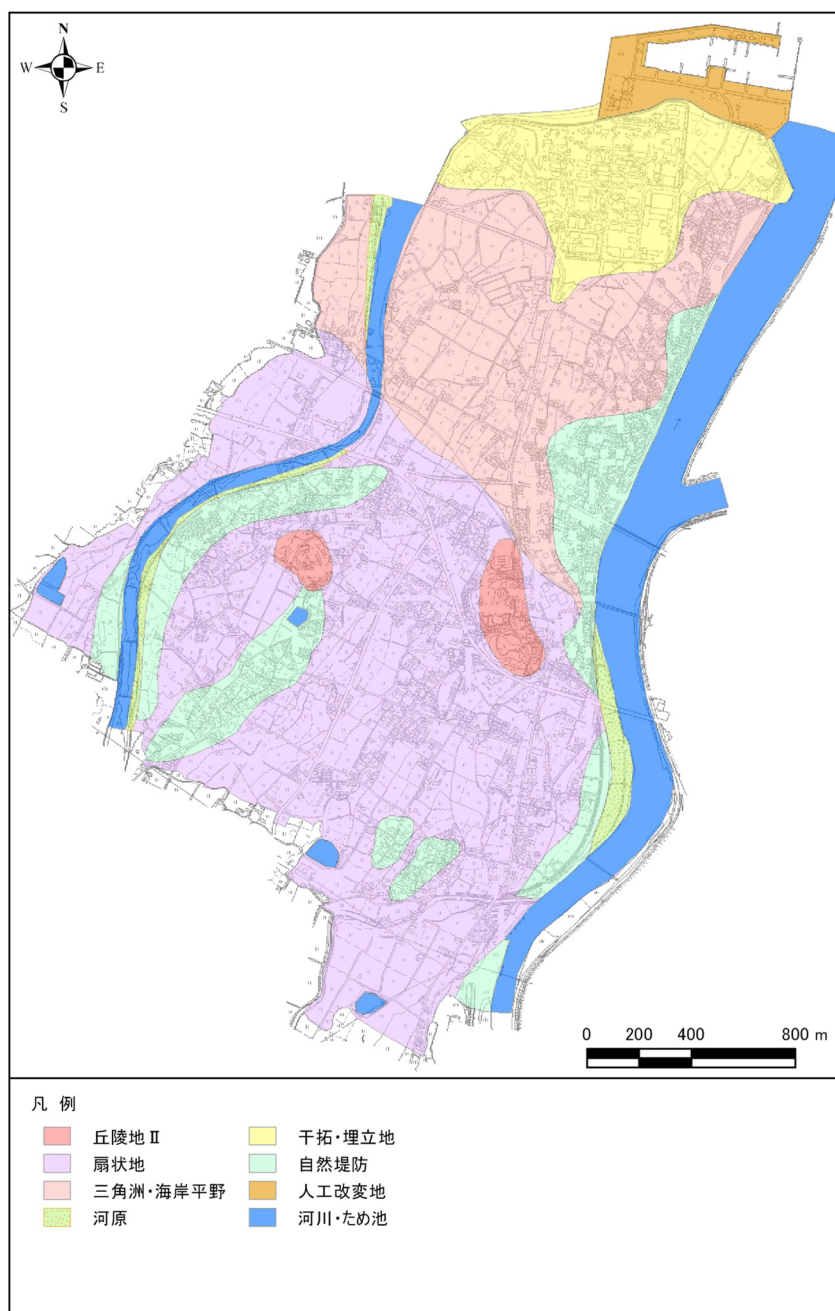
本町の気候は、日本海型気候区と内海型気候区で中間型気候であり、平均気温は15℃～16℃で温暖、年間降水量は1,400mm～1,600mmである。

なお、台風は九州北部地方において、年間約3個の接近がある。

3 地形

本町の地形は、南側より扇状地、三角州・海岸平野、干拓・埋め立て地と続き、漁港のある人工改変地に至る。河川沿い等には自然堤防、町域のほぼ中央の2箇所に丘陵地がある。

(1)地形分類図



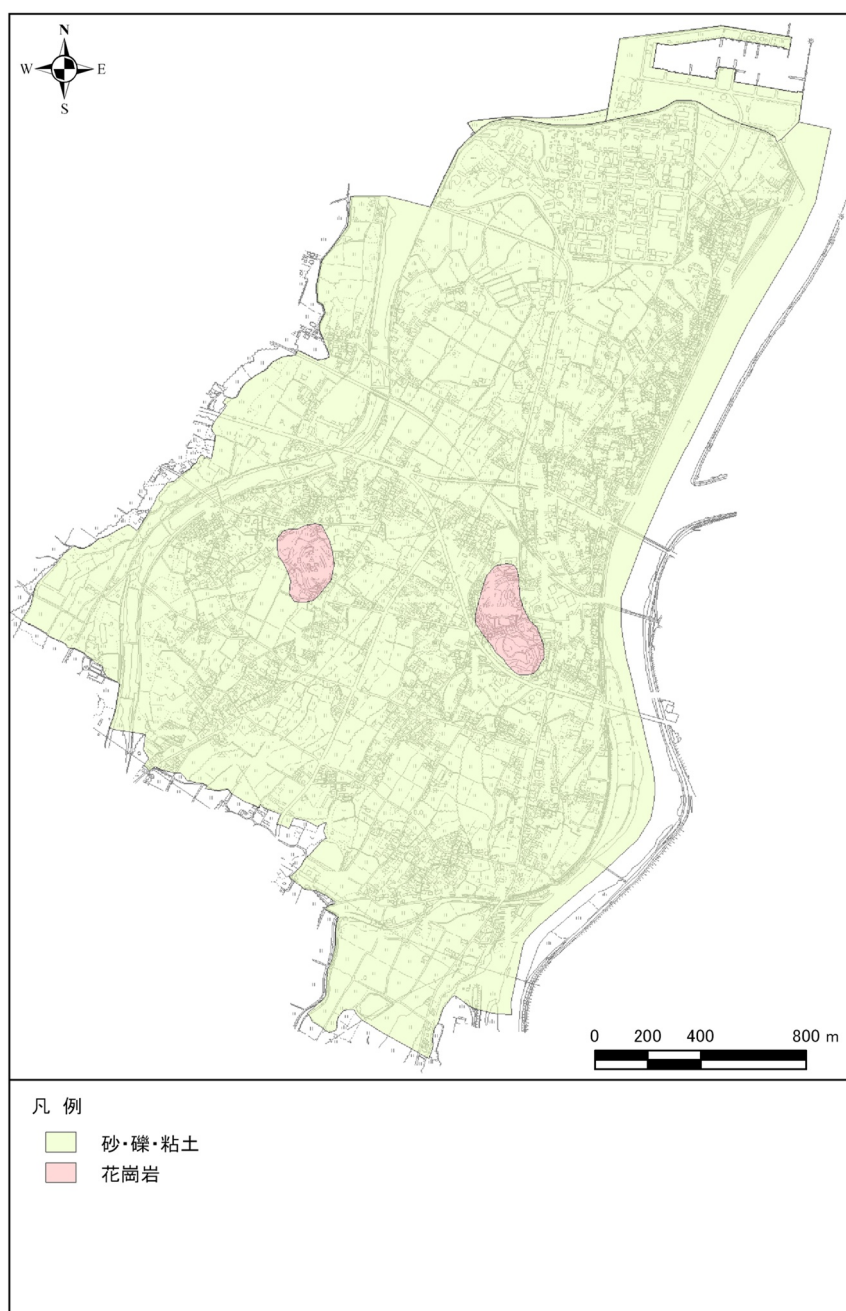
出典：土地分類基本調査 中津（1970）、福岡県
（吉富町航空写真図 平成 23 年撮影）

4 地質

本町は、山国川の河口左岸側の中津平野に位置し、中津層と呼ばれる砂礫・火山砂層の解析扇状地から形成されている。

天仲寺山及び鈴熊山は、中世界の花崗岩からなる。また、その周辺には、山国川のはん濫により堆積して形成された未固結堆積物からなる砂・礫・粘土が表層に分布している。海岸付近には、人工改変地及び干拓地からなるため、軟弱地盤であり、地震時の揺れ及び液状化に対し脆弱な地盤である。

(1) 表層地質図



出典：土地分類基本調査 中津（1970）、福岡県
（吉富町航空写真図 平成 23 年撮影）

Ⅱ 社会的条件

1 人口

本町の人口及び世帯数は、6,718 人、3,041 世帯（令和 3 年 3 月末現在）である。

人口は減少傾向が続いている。

世帯数は増加傾向にあり、1 世帯あたり人口は減少傾向にあることから、継続的な核家族化の進行が見受けられる。

65 歳以上の老年人口（2,108 人、令和 3 年 3 月末現在）は、全体の 31.4%を占め、高齢化傾向であることを示すとともに、今後も高齢化が進行するものと予想される。

2 土地利用の状況

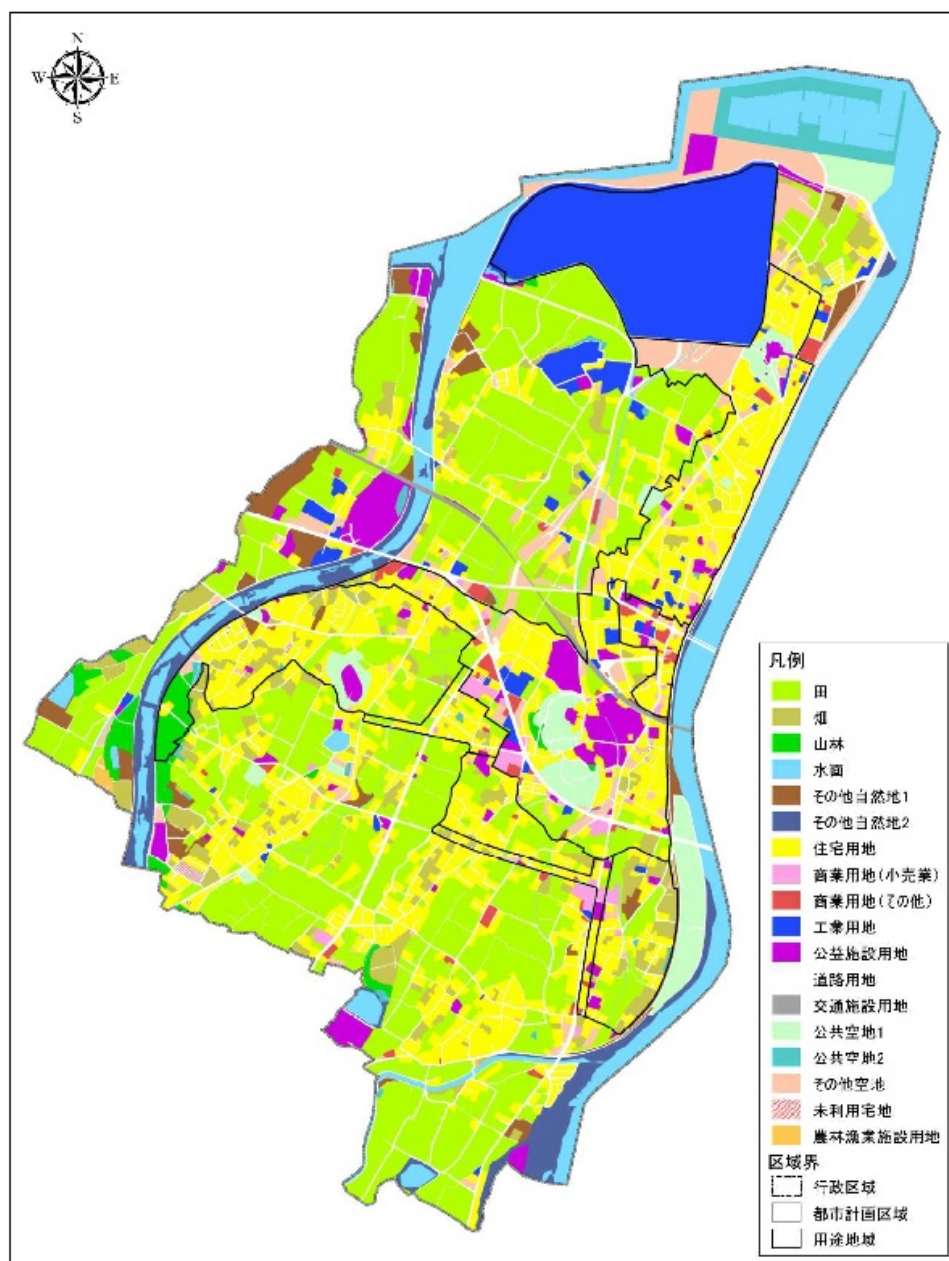
本町の土地利用は、耕地、宅地、その他が、それぞれ総面積の約三分の一ずつを占めている。

(1) 土地利用面積（単位：k m²）

総面積	耕地	宅地	森林	その他
5.72	1.92	1.83	0.00	1.97

出典：市町村要覧

(2) 土地利用状況図



出典：吉富町都市計画基礎調査（平成 28 年度）

III 自然災害に関する特性

1 災害履歴

(1)風水害等

県内では台風と集中豪雨による被害が多く、梅雨前線に伴う豪雨は河川の内水氾濫を引き起こし、台風はさらに風による災害を引き起こしている。台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。

本町に被害を与えた風水害としては、昭和19年9月17日の台風の襲来による大災害で、佐井川及び黒川の堤防決壊によって町の大半が床上浸水し、国道の決壊2ヶ所、橋梁の流失及び国鉄（当時）の道床流失等に加えて家屋の流失3戸死者2名という大惨事となった。また、海岸堤防の決壊により海水が浸水し農作物に大きな被害をもたらしたことも数回に及んでいる。

近年では、平成3年9月14日・27日の台風17号・19号の襲来による災害が起こり、町内全域3日間の停電、NTT電話回線の甚大な被害等に加えて、住家全壊1棟・半壊6棟等の被害に及んだ。さらに、平成5年9月3日の台風13号では、暴風雨と満潮が重なり、海岸地区に床上浸水（47棟）・床下浸水（28棟）等の被害をもたらした。また、平成11年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。

なお、平成24年7月の九州北部豪雨においては、床下浸水1棟である。

(2)地震・津波

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。近年に県内で被害を受けた事例としては、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震（震源深度約9km、マグニチュード7.0、最大震度6弱）がある。なお、この地震による津波の被害はない。

本町では、広津における過去の記録をみると、福岡県西方沖地震では震度4であったが被害記録はなく、以外の地震でも大きな被害を与える震度の地震は発生していない。

なお、南海トラフ巨大地震について、平成24年8月29日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」が公表されており、本町では最大震度5強、最大津波高(満潮位)4mが想定されている。

■ 直近の九州関係の地震【2016年(平成28年) 熊本地震】

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
2016/4/16 1:25	熊本	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 県内の住家被害 半壊1棟、一部損壊230棟

■ 過去の主な地震 (日本被害地震総覧より)

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
-----------	----	------------	---	-------

679/12/- 夜	筑紫		6.5- 7.5	家屋倒壊、 幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ
1872/3/14 17時頃	浜田沖		7.1	久留米地区で液状化による被害
1941/11/19 1:46	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分
1968/8/6 1:17	愛媛県 西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島
1996/10/19 23:44	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものが落下する程度。飢肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島 震度4 福岡
1997/6/25 18:50	山口県・ 島根県境	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡
2005/3/20 10:53	福岡県 西方沖	9	7.0	福岡市を中心に被害。 人的被害：死者1名、重傷者197名、軽傷者989名 住家被害：全壊143棟、半壊352棟、 一部損壊9,185棟 吉富町 最大震度4

■西日本地域に存在する活断層の国等における評価

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (西山区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	25	27	23	28	43	26	23	28
マグニチュード	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.2	7.1	7.2
平均的な活動間 隔	不明	3,100年～ 5,500年	不明	9,400年～ 32,000年	不明	14,000年	20,000年～ 30,000年	不明
最新の活動時期	2005年福岡 西方沖の地震	4,300年前 以後、3,400 年以前	4,600年前 以後、2,400 年以前	28,000年前 以後、13,00 0年以前	13,000年前 以後、概ね 2,000年前 以前	679年筑紫 地震	4,500年前 以降	不明
今後30年以内に 地震が発生する 確率	不明	0.3～6%	0.005%※	ほぼ0-3%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

※ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

※以外 国(地震調査研究推進本部)による長期評価

2 災害危険性

(1) 風水害

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。

水害関係では、重要水防箇所は、国指定が1箇所、県指定が3箇所（河川1箇所、海岸2箇所）、災害危険河川区域が2箇所指定されており、県による浸水想定区域内には約2,000棟の建物がある。

また、土砂災害関係では、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）が6箇所指定されており、これらの箇所には約50棟の人家がある。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・延長
水害	重要水防箇所（山国川）	1箇所（50m）
	重要水防箇所（佐井川）	1箇所（155m）
	重要水防箇所（吉富海岸）	1箇所（3樋門・705m）
	重要水防箇所（界木海岸）	1箇所（1樋門・365m）
	災害危険河川区域（山国川水系黒川）	2箇所（20m、340m）
土砂災害	砂防指定地	0箇所
	土石流発生危険箇所	0箇所
	地すべり防止区域	0箇所
	地すべり危険箇所	0箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	2箇所（御山、事比羅）
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	6箇所（鈴熊(a)、鈴熊、事比羅(1)(2)、御山、神揚）
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	0箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）	0箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）	0箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	0箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	0箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	0箇所
	地すべり危険地区（民有林）	0箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	0箇所

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（令和3年3月）

本町における水害の危険性については、佐井川の洪水時における浸水想定区域として、町域の広範な浸水が予想されている。

佐井川河口部付近において「水深5.0m～10.0m未満の区域」が広がり、「3.0m～5.0m未満の区域」が河川沿いに点在し、「0.5m～3.0m未満の区域」については高浜や幸子に至るまでみられ、「0.5m未満の区域」がほぼ全町域に広がっている。

また、山国川の浸水想定区域についても、河川沿いの幸子や広津では「水深5.0m～10.0m未満の区域」が広がり、小犬丸や高浜の広い範囲で「3.0m～5.0m未満の区域」になっており、平成24年7月の豪雨時に氾濫寸前にまで至ったこともあり、山国川からの洪水災害等に対しても、十分警戒する必要がある。

(2) 地震災害

福岡県西方沖地震以降、能登半島地震（平成 19 年 3 月 25 日マグニチュード 6.9）、新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月 16 日マグニチュード 6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月 14 日マグニチュード 7.2）など、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも平成 18 年度のアセスメント調査の想定規模（マグニチュード 6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日マグニチュード 9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることを踏まえ、福岡県は想定地震規模の見直しを行った。

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）では、県内の主要な 6 つの断層のうち、特に人口が集中する県内主要都市を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される代表的活断層（小倉東断層系、西山断層系、警固断層系、水縄断層系の 4 つの断層系）が活動した場合と、震度 6 弱程度となるようなマグニチュード 6.9 で深さ 10km を想定した場合の被害想定（基盤地震動一定）を行っている。

この中で、吉富町に最も近い小倉東断層と、最も大きい被害を与える基盤地震動一定における被害想定結果を整理し以下に示す。

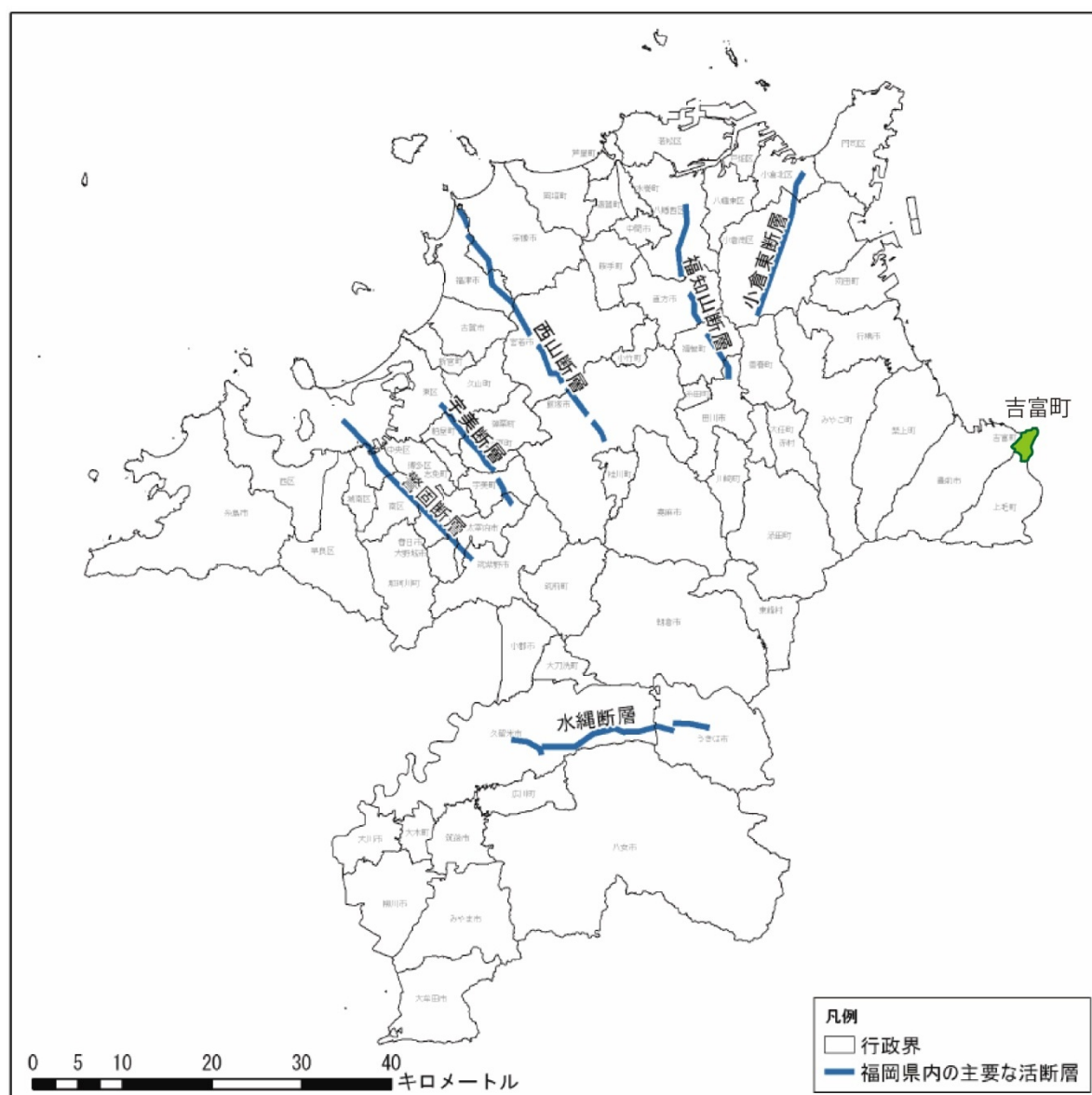
小倉東断層による被害想定では、最大震度が 5 弱であり、建物、ライフライン、人的被害の想定は 0 となっている。

一方、基盤地震動一定による被害想定では、最大震度が 6 弱であり、全壊建物が 54 棟、死者数 3 名、負傷者数 219 名、避難者数 68 名が想定されている。

町域の地震想定の設定

想定震源断層	小倉東断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・長さ	幅：8.5 km 長さ：17 km	—
震源断層の深さ	上端：2 km 下端：10.5 km	10 km
マグニチュード	6.9	6.9
破壊開始点	両端及び中央の下端	—
破壊形式	同心円状	—

想定地震の震源断層分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

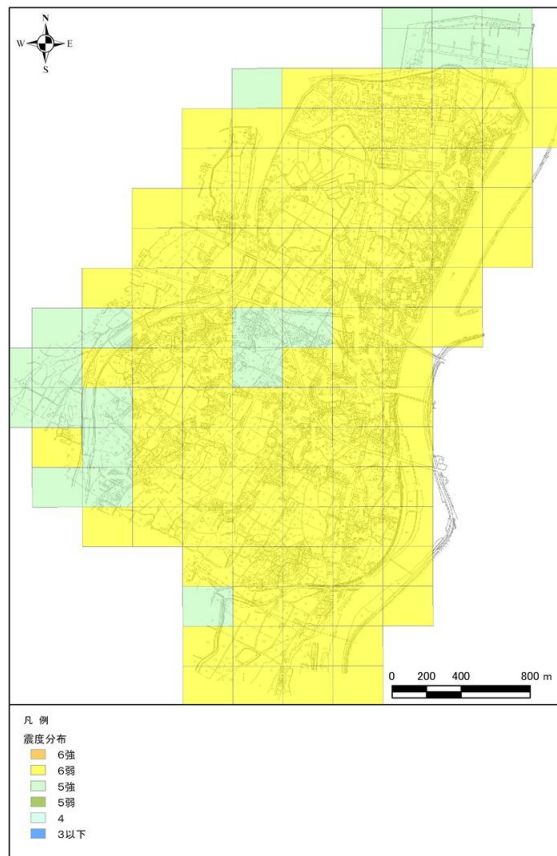
■本町における地震被害想定結果

想定地震		小倉東断層	基盤一定
破壊開始点		中央下部	—
地震の規模（M：マグニチュード）		6.9	6.9
震源の深さ		上端 2km 下端 10.5km	10.0km
最大震度		5 弱	6 弱
液状化現象		低い	高い～低い
斜面崩壊	危険度 A 箇所数	0	0
	被災建物棟数	0	0
建物被害棟数	全壊（木造・非木造）	0	54(53・1)
	半壊（木造・非木造）	0	188(179・9)
	全半壊（木造・非木造）	0	242(232・10)
	全半壊率（％）	0	4.3
火災被害	出火件数	0	1
	焼失棟数	0	0
ライフライン被害箇所	上水道管	0	35
	下水道管	0	2
	都市ガス管	0	0
	LP ガス	—	—
	電柱	0	1
	電話柱	0	1
道路被害箇所＊	吉富本耶馬溪線	0	1
鉄道被害箇所＊	日豊本線	33	38
漁港被害延長（m）	吉富漁港	0	3,665
人的被害	死者数	0	3
	負傷者数	0	219
	要救出現場数	0	22
	要救出者数	0	12
	要後方医療搬送者数	0	22
	避難者数	0	68
要救護者	ガス供給支障人口	—	—
	水道供給支障人口	—	—
	食糧供給対象人口	0	6,289
	給水対象世帯	0	2,542
	生活物資供給対象人口	0	68

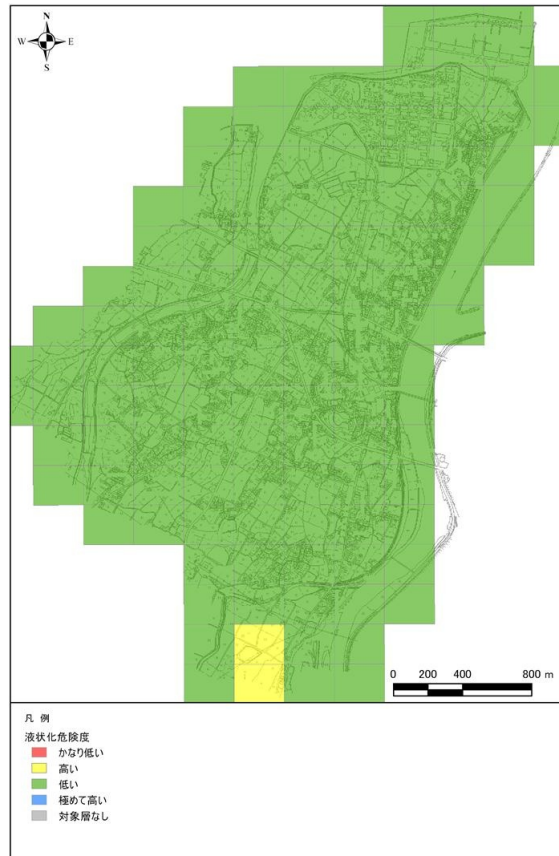
（注）＊：道路被害及び鉄道被害は県内での被害箇所数（吉富町域とは限らない）
出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

基盤地震動一定における震度分布では、本町のほとんどの範囲が震度 6 弱となっており、部分的に 5 強がみられる。また、液状化の危険度は概ね「低い」となっているが、南部の大字幸子付近での危険度が「高い」となっている。

■震度分布図（基盤地震動一定）



■液状化危険度（基盤地震動一定）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

(3)津波災害

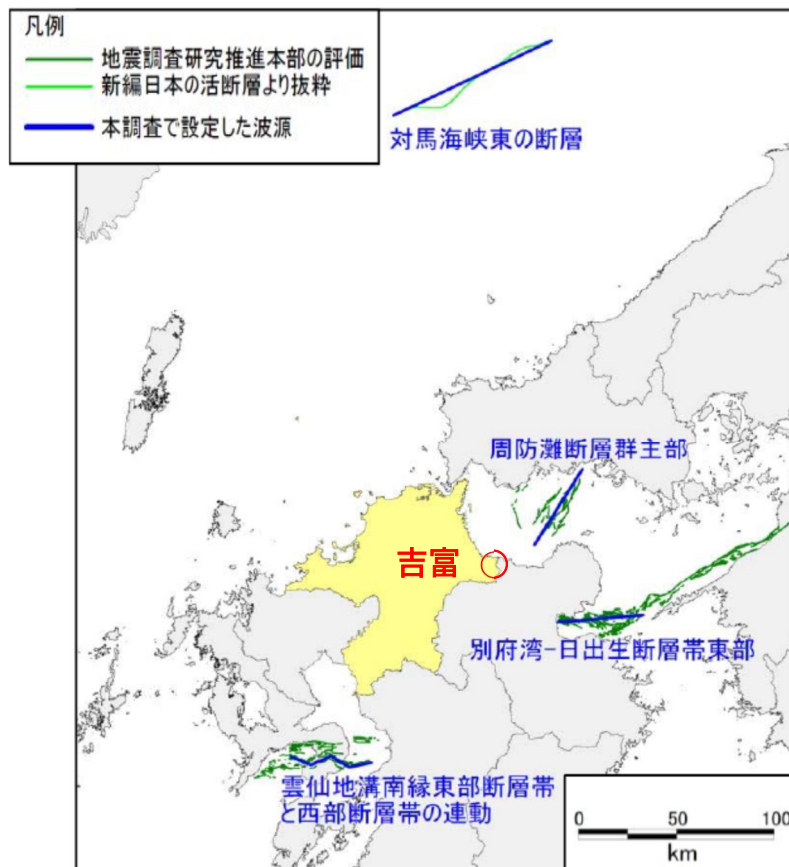
福岡県の「津波に関する防災アセスメント調査」（平成 24 年 3 月）では、東日本大震災を踏まえて、福岡県においても最大クラスの津波を設定し、津波の予測結果を基に、過去の津波被害事例から導かれた経験式や現時点で適切と認められている関係図を用いて被害量の算定を行っている。なお、福岡県は過去に大きな津波被害を受けたことはない。

被害想定の対象となる波源は、①対馬海峡東の断層、②周防灘断層群主部、③雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、④別府湾-日出生断層帯東部の 4 つの断層となり、①～③の波源について被害想定が行われている。

このうち、本町に最も影響のある波源は「②周防灘断層群主部」であり、その結果を以下に示す。

なお、津波の到達時間は、気象庁の津波注意報が 20cm 以上予想される場合に発令されることから、20cm の水位変化が生じた時を津波の到達時間としている。

■対象波源位置



出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

津波の予測及び被害想定の結果は、以下に示すとおりである。

地震発生からの到達時間では、本町が朔望平均満潮位の場合は 28 分程度、平均潮位の場合は 30 分程度で、本町が最も早く到達する予測となっている。

なお、被害想定では、本町における建物被害の発生として、満潮位及び平均潮位ともに床上浸水が 1 棟となっている。

■本町における津波の予測

波源	地震発生からの 到達時間	最大津波高	最大津波の 到達時間	最大流速
周防灘断層群主 部	朔望平均満潮位	朔望平均満潮位	朔望平均満潮位	2.0m/s
	28分	0.56m	91分	
	平均満潮位	平均満潮位	平均満潮位	
	30分	0.55m	136分	

■津波被害想定の結果（周防灘断層群主部）

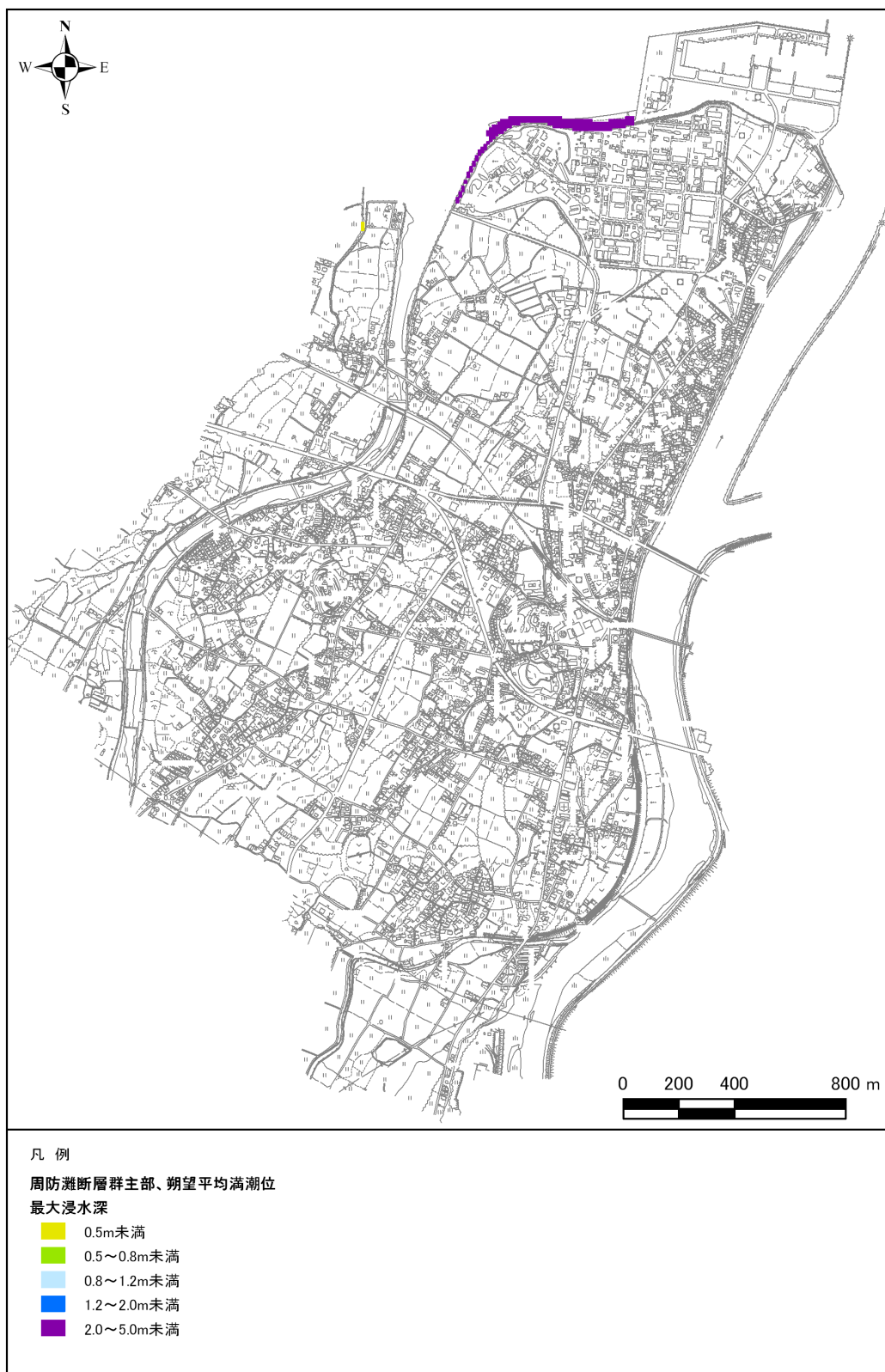
区 分				全県	吉富町
建物被害 (棟)	満潮位	全 壊		—	—
		半 壊		3	—
		床上浸水		3	1
		床下浸水		—	—
	平均潮位	全 壊		—	—
		半 壊		—	—
		床上浸水		1	1
		床下浸水		1	—
人的被害 (人)	満潮位	昼間	通常	—	—
			意識低い	—	—
		夜間	通常	—	—
			意識低い	—	—
	平均潮位	昼間	通常	—	—
			意識低い	—	—
		夜間	通常	—	—
			意識低い	—	—

出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

また、津波浸水予測図は、以下に示すとおりである。

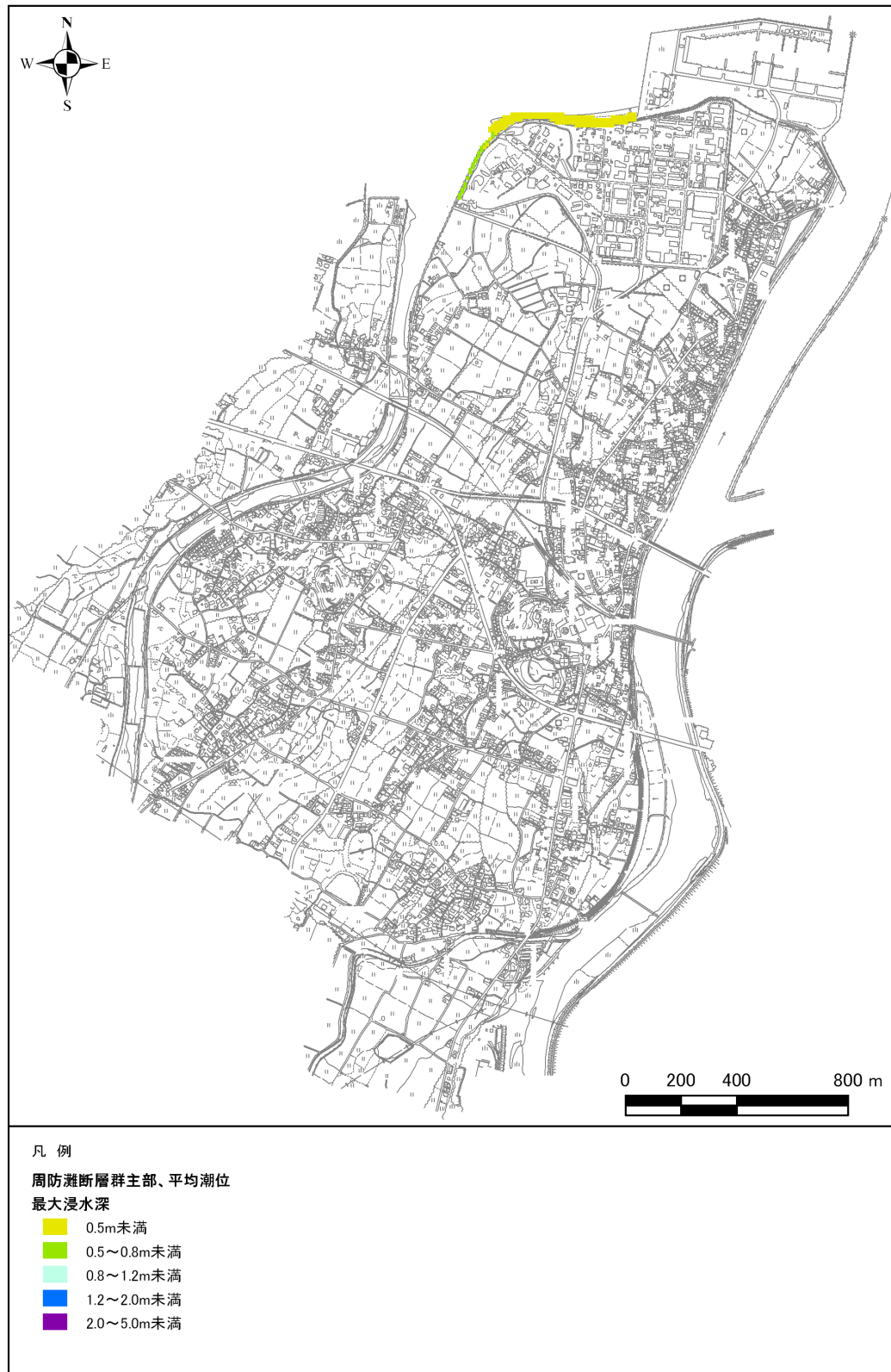
■津波浸水予測図

【周防灘断層群主部、朔望平均満潮位】



出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

【周防灘断層群主部、平均潮位】

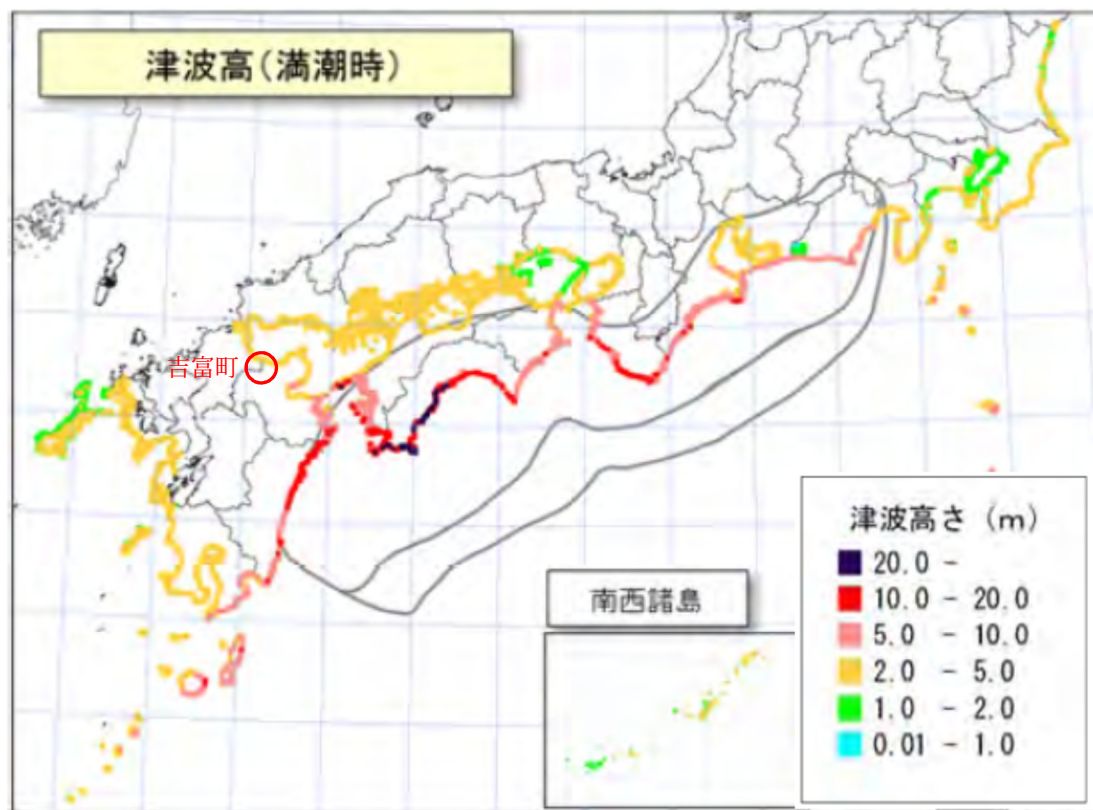


出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

南海トラフ巨大地震については、平成 24 年 8 月 29 日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」について」が公表された。

本町では、最大震度 5 強、最大津波高（満潮位）4mが想定されている。この津波高さをふまえて町域をみると、町域北側の大きな範囲が標高 4m未満の区域となっており、津波に対する警戒も必要となる。

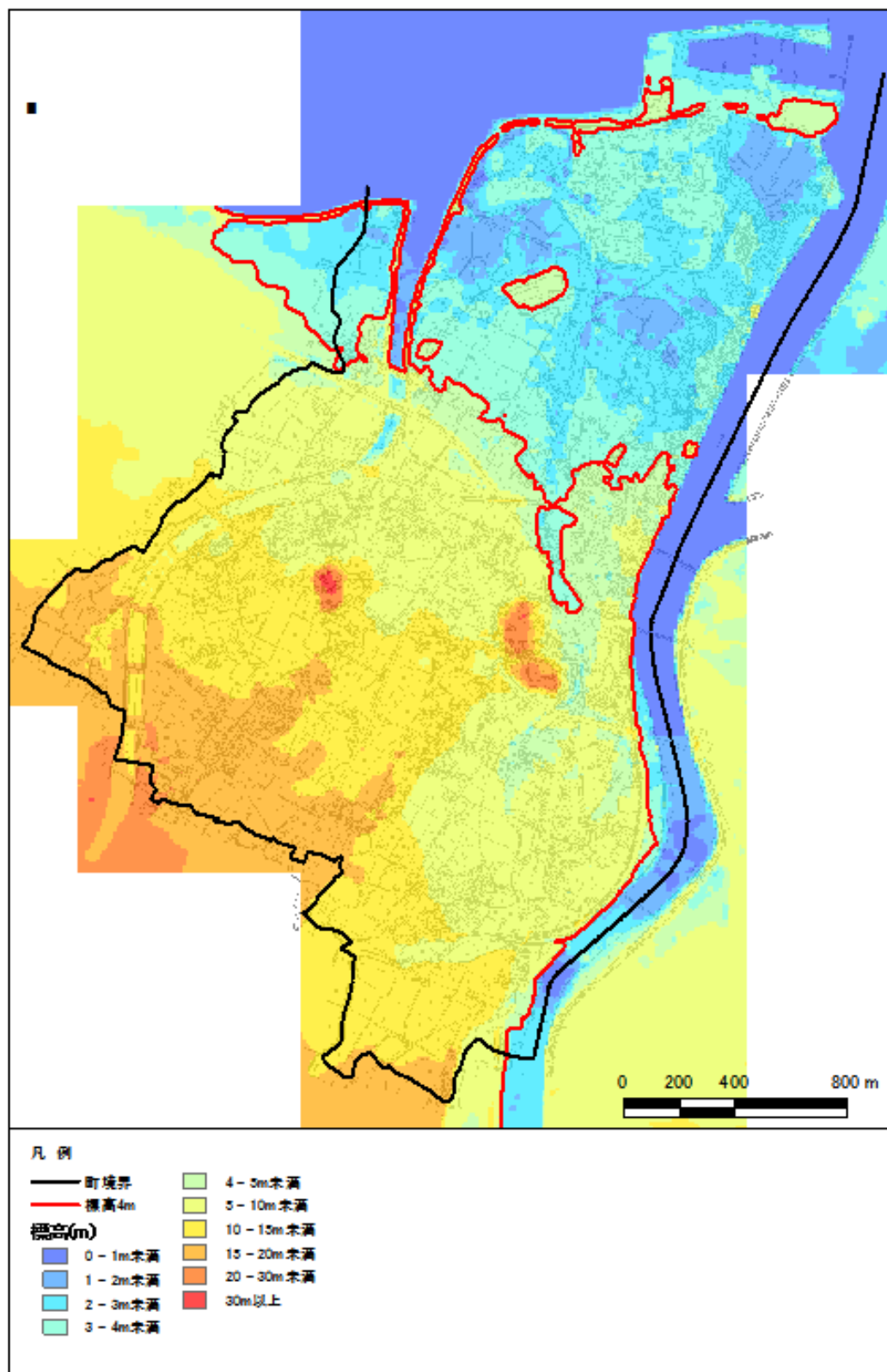
■南海トラフの巨大地震による津波高（満潮位）



【ケース⑤「四国沖～九州沖」に 「大すべり域＋超大すべり域」を設定】

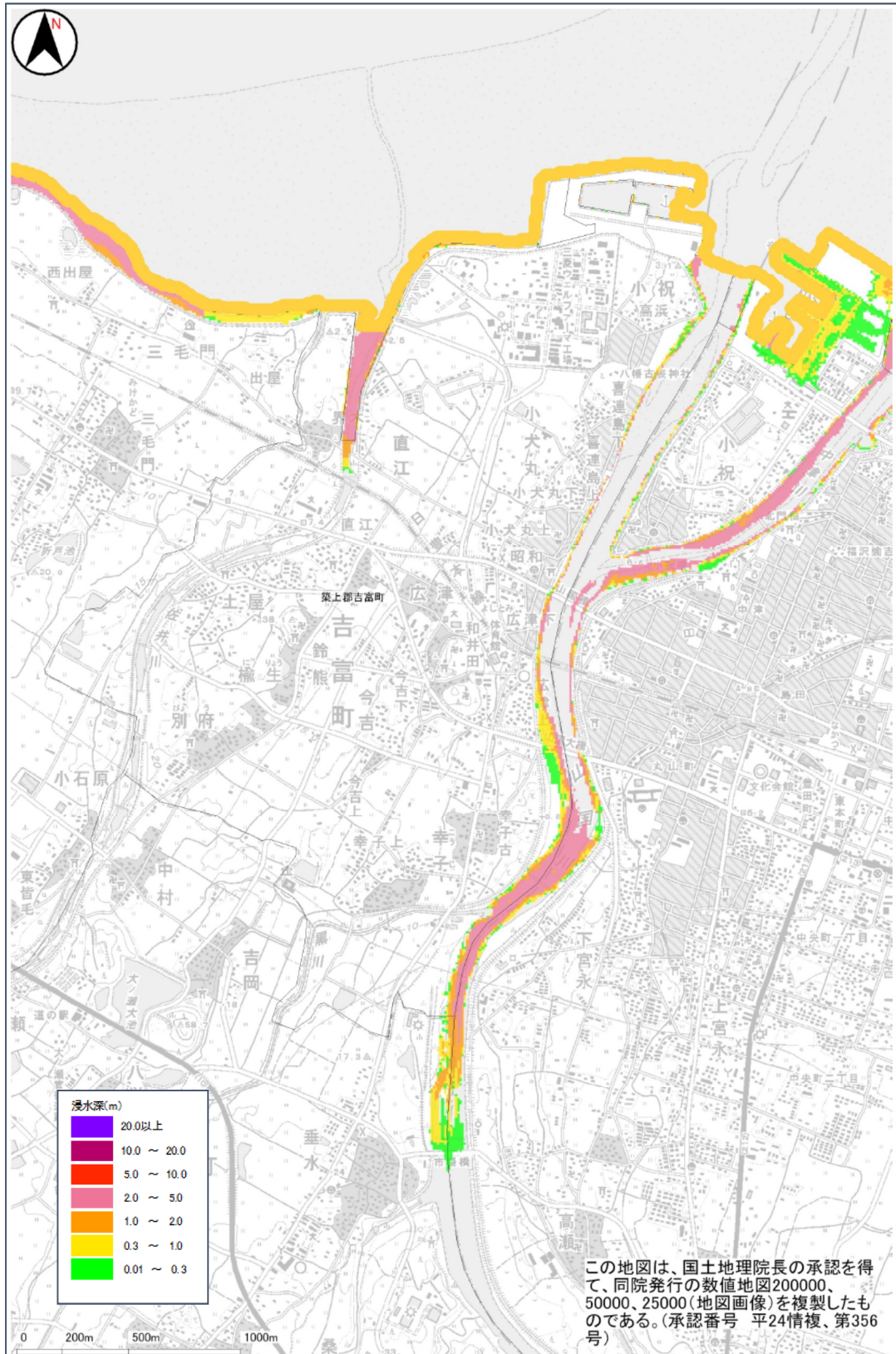
資料：「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)
及び被害想定(第一次報告)について」

■本町の標高分布図



(注) 航空レーザー測量のメッシュデータを基に作成

津波の浸水分布図



資料：「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

I 地域強靱化の意義

吉富町は、福岡県の東端に位置し、北部には周防灘が広がるとともに、東は一級河川である山国川、西は二級河川の佐井川に挟まれ、2箇所の丘陵地を含む西南より北ないし東北に向けて緩やかな傾斜の平坦地を有す地勢である。

交通網としては、九州旅客鉄道の駅であるJR吉富駅を有し、県道を中心とした基幹道路ネットワークなどの優れた交通基盤を有している。

近年、吉富町が被った災害としては、平成24年7月の豪雨があり、また、平成29年7月九州北部豪雨や、西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ平成30年7月豪雨が記憶に新しい。更に、令和2年7月の九州豪雨や9月の台風10号襲来と避難を要す災害が発生している。

吉富町は、海岸、山地、平野、河川など多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に吉富町の地域強靱化を推進しなければならない。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、吉富町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、吉富町における地方創生にも寄与することとなる。

II 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、吉富町における過去の災害被害及び国や県の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

III 基本目標

国や県が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する（27、28 ページ参照）。

IV 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国や県の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（25、26 ページ参照）に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

1 強靱化の取組姿勢

○ P D C Aサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づき P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、町民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

○ 国全体の強靱化への貢献

他地域での大規模災害時に吉富町に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

2 取組の効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○ 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

【参考】

国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

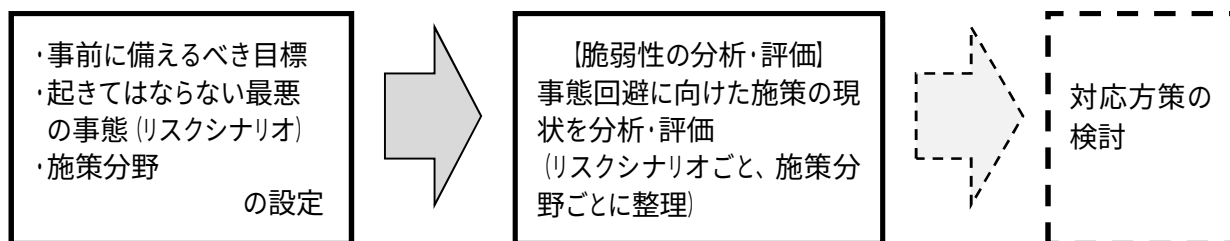
- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 吉富町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

吉富町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、吉富町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や策定会議の意見等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

III 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

（個別施策分野）

- ① 住宅・都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、
⑥ 農林水産、⑦町土保全、⑧環境、⑨行政／警察・消防／防災教育等

（横断的施策分野）

- ⑩ リスクコミュニケーション、⑪ 人材育成、⑫ 官民連携、
⑬ 老朽化対策・研究開発

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
①人命の保護が最大限図られる	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	
			1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生	
			1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	
			1-4	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生	
			1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	
②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
			2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞	
			2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	
			2-5	被災地における医療機能の麻痺	
			2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生	
			2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発	
			3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	
	③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
				5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
				5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
5-4				交通インフラの長期にわたる機能停止	
5-5				防災インフラの長期にわたる機能不全	
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全		
		6-2	食料等の安定供給の停滞		
④迅速な復旧復興	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部における広域複合災害の発生	
			7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	
			7-3	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	
			7-4	農地等の被害による町域の荒廃	
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
			8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
			8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	

IV 脆弱性の分析・評価の手順

30 のリスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。



2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに町の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- (1) 町の各部局等において実施している施策を調査。
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析。



3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施。
- (2) 施策の進捗度等を表す指標（現状値）を可能な限り設定。
- (3) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理。

V 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、別紙1のとおりである。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、市町村のみならず、町民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

第4章 強靱化施策の推進方針

I 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、町以外の福岡県や国などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略する（詳細については別紙3を参照）。

施策名の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する課を省略して記載したもの。

【未来】：未来まちづくり課、【総務】：総務財政課、【税務】：税務課、【住民】：住民課、
【子育て】：子育て健康課、【福祉】：福祉保険課、【水道】：上下水道課、【建設】：建設課、
【地域】：地域振興課、【教務】：教育委員会教務課、【中組】：中学校組合

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

（住宅、特定建築物（※）の耐震化）【未来】

- 建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、福岡県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。

また、耐震性が不明な公共施設等について、「吉富町耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けることにより、町自らの計画的な耐震化の取組みを促進する。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

（応急危険度判定体制の整備）【未来、建設】

- 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、福

岡山と連携し、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し登録を行う。

（住環境等の整備）【未来、建設】

- 住環境等の整備を促進するため、土地区画整理事業及び住環境整備事業や狭あい道路整備等促進事業を実施することに対し、国の交付金による各種事業を行う。

（緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策）【建設】

- 緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 住宅の耐震化率 54%（R2 年） → 95%（R10 年度末）【未来】
- ・ 特定建築物の耐震化率 82%（R2 年度末） → 95%（R10 年度末）【未来】

1－2 津波・高潮による多数の死傷者の発生

（海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策）【建設】

- 福岡県と連携して、津波・高潮等による被害から背後地を守るため、及び冬期風浪等による越波・浸水被害の軽減を目的とした浸食対策のため、耐震・液状化対策のほか減災効果を発揮する「粘り強い構造」の導入など、各管理者において優先度の高い箇所から順次、堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行う。

特に、重要な背後地を抱える海岸については、重点的に取り組む。

（水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進）【建設、地域】

- 津波や高潮等の来襲に対し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。

また、電力供給停止時の対策として、予備発電機の設置や運転可能時間延伸についても検討する。

（津波・高潮に対する避難体制の強化）【未来】

- 防災意識の向上を図るため、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成・提供により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップの作成・更新をするほか、災害図上訓練や避難訓練などを通じて、関係市町と避難計画の策定などを行う。併せて、津波等の災害時において、防潮堤等の防護ラインより海側で活動する住民等が安全に避難できるよう、津波の到達が早いなどといった港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成について検討するほか、集客場所への浸水予想図の掲示やピクトグラムを活用した避難場所・避難経路、海拔等の誘導表示により住民への周知を図ること、漁港、海岸、河川公園等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知する。

(大型台風を想定したタイムラインの運用)【未来】

- 大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風接近時には、台風災害に備えたタイムラインを策定し、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する。
また、実際の災害対応を検証し、必要に応じてタイムラインの見直しを行う。

(漁村地域における防災・減災対策の推進)【未来、建設】

- 漁村地域における防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護による津波対策や避難路の確保について、普及啓発を行う。
また、必要に応じて避難路の補修と改良等を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 津波ハザードマップの作成率 100% (H25 年度末) → 改訂 (R2 年度末)【未来】
- ・ 高潮ハザードマップの作成支援率 100% (H25 年度末) → 改訂 (R2 年度末)【未来】
- ・ 津波に関する避難場所・避難所等の更なる周知 毎年度実施 【未来】

1-3 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

(気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進)【建設・地域】

- ・ 河川改修
 - 国や福岡県と連携し、大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。
近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を推進する。
- ・ 雨水流出抑制策
 - 流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行う。

(新技術等を活用した災害対策の構築)【未来、建設、地域】

- ・ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
 - 河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行う。
- ・ ドローン等の新技術活用
 - 平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際に、通行止めの影響により災害現場に近づけない箇所が多発し、被害状況の把握に時間を要したことを受け、ドローン導入を検討する。

(洪水に対するハザードマップの作成)【未来】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップを作成・更新し、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等をする。

洪水ハザードマップについては、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しが必要なため、その更新を行う。

（河川における水害対応タイムラインの策定）【未来】

- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムライン策定を行う。

（「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進）【未来、建設、地域】

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、山国川圏域の「大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

（適時適切な避難勧告等の発令）【未来】

- 令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、適切に避難指示等を発令する。

<重要業績指標>

- ・ 想定最大規模降雨による山国川及び佐井川洪水ハザードマップの作成【未来】
100%（H25年度末）→ 改訂（R2年度末）
- ・ 大規模氾濫減災協議会の参加【未来】
各圏域年1回開催（毎年度）
- ・ 避難指示等（水害）の適切な判断基準の設定【未来】
町（H28年度末）→ 維持

1－4 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

（人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進）【建設】

- ・ 土砂災害危険箇所等における急傾斜施設等の整備
- 福岡県と連携して、土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に急傾斜施設等の整備を進める。
- ・ 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
- 近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築等の緊急性・重要性の高い箇所については、福岡県と連携して、重点的に施設整備を行う。

（土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化）【未来、建設】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを適時行うとともに、土砂災害ハザードマップの作成・更新をし、福岡県と連携した住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

これらの取組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域【建設】
警戒区域：13 区域、特別警戒区域：10 区域 → 区域の想定なし、見直しの実施
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成【未来】
100%（H25 年度末）→ 改訂（R2 年度末）

1－5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

（防災情報通信基盤の整備）【未来】

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う。また、高度化、多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、福岡県と連携して同ネットワークの再整備により主回線を高速・大容量の光回線、副回線を地上無線回線等で二重化するとともに、災害・防災情報を市町村等との間で共有・配信できるシステム等を検討する。

（福岡県総合防災情報システムの活用）【未来】

- 住民の水防活動・自助行動の更なる促進を図るため、福岡県総合防災情報システムの周知を行い、災害に強い通信機能を確保する。また、緊急性や切迫感が伝わる河川情報や分かりやすい防災情報の提供により、河川管理の高度化を図る。

（多数の人が集まる場所等における避難対策）【未来】

- 大規模集客施設の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。
また、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN（Wi-Fi）など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化するよう働きかける。

（指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制）【未来】

- 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。

（避難行動要支援者の避難支援）【未来】

- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定を行い、自主防災組織を対象とした研修会や訓練を開催するなど、必要な支援を行う。

（福祉避難所への避難体制の整備の促進）【未来】

- 要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、施設と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。

(外国人に対する支援)【未来、地域】

- 災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より多言語防災パンフレットにより防災に関する知識の普及に努める。また、福岡県国際交流センター等と連携し、多言語での情報提供を行うため、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進や「災害時通訳・翻訳ボランティア」の養成に努める。併せて、福岡県観光連盟等と連携し、ホームページやソーシャルネットワーキングサービスを通じて、国内外の観光客に対し、多言語で交通状況や気象などの情報を発信する。

(防災教育の推進)【教務、中組】

- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。

(避難行動等の教訓の広報啓発)【未来】

- 過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等を各種会議やイベント、出前講座等の機会を通じて普及啓発を図る。

<重要業績指標>

- ・ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステムの再整備【未来】
工事完成 (R 元年度末)
- ・ 避難行動要支援者全員の個別避難計画を策定【未来】
100% (H26 年度末) → 更新 (R 元年度末)
- ・ 外国人向け防災メール・まもるくん登録の周知【未来】
防災パンフレット (H26 年度末) → 英語版導入 (R2 年度末)
- ・ 地震に関する避難訓練の実施率 (公立学校)【教務、中組】
小: 100%、中: 100% (毎年実施) → 継続
- ・ 防災パンフレットの普及啓発【未来】
作成 (H25 年度末) → 継続的な改訂の実施・配布

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(公助による備蓄・調達の推進)【未来】

- 災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。
また、物資の供給等に関する協定の締結を行い、締結先の拡大を図る。

(自助・共助による備蓄の促進)【未来】

- 町民や事業所等による備蓄を促進するため、防災パンフレットの配布等での広報を実施する。

(給食施設における給食供給体制の整備)【子育て、福祉】

- 福岡県と連携し、給食施設ごとの備蓄状況を取りまとめ、施設基準の指導監査を行う所管部局へ情報提供を行い、各施設に応じた供給体制の整備を行う。

<重要業績指標>

- ・ 町の食糧の備蓄量の充足率【未来】
100% (食糧 4,000 食分) (R2.3 月) → 備蓄量の維持
- ・ 町の避難所運営資機材の備蓄量【未来】
マンホールトイレ 5 基、発電機 2 台等 (R2 年度末) → 必要に応じ順次整備
- ・ 物資の供給に関する協定の締結事業者数【未来】
5 業者 (R2.5 月) → 協定締結先の拡大
- ・ 特定給食施設の備蓄量に関する情報更新【子育て、福祉】
年 1 回実施 (R2 年度末) → 毎年度実施

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(現場映像配信体制の構築)【未来】

- 国(九州管区警察局福岡県情報通信部)は、災害時に県及び県警察が真に必要なとする現場映像を迅速・的確に提供できるよう、平常時から県、県警察及び他機関が主催する防災訓練等に積極的に参加し、モバイル型映像伝送装置等による映像伝送技術の向上を図る。

(分散型エネルギーの導入促進)【住民、総務】

- 再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、北九州都市圏域の市町や事業者と連携し、太陽光発電設備や蓄電システム等の導入促進を図る。

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

(交通情報の収集・提供)【未来】

- カメラ情報による詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、主要幹線道路を中心に防犯カメラの整備を順次進め、対象路線の拡大を図る。

(消防施設の耐震化)【未来、建設】

- 町内消防団詰所等消防施設の耐震化を図る。

(常備消防の充実強化)【未来】

- 京築広域圏消防本部と連携し、消防団との応援体制や活動現場での部隊運用がより円滑

に行えるよう、協力を図る。

このほか、大規模災害に備え、福岡県消防相互応援協定に伴う応受援体制の実効性の確保を図る。

（消防団の充実強化）【未来】

- 消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めること、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を働きかける。

（自主防災組織の充実強化）【未来】

- 地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 防犯カメラの整備台数【未来、建設、教務】
29 基（R2 年度末）→ 40 基設置（R4 年度末）
- ・ 消防施設の耐震化率 100%（H30 年度末）→ 維持【未来】
- ・ 消防団員数 62 人（R3 年度）→ 維持【未来】
- ・ 自主防災組織リーダー研修会の実施【未来】
20 自治会年 1 回実施（H26 年度）→ 毎年度実施

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者に対する支援）【未来】

- 帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結等を行う。

2-5 被災地における医療機能の麻痺

（現場（急性期医療）の DMAT による医療支援）【子育て】

- 災害派遣医療チーム（DMAT）による迅速かつ適切な医療支援を受ける体制を確保する。

（避難所・現場救護所の JMAT による医療支援）【子育て】

- 災害時の円滑な医療活動のため、県と福岡県医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師・保健師）の派遣を要請できる体制を維持する。

（被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援）【子育て】

- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援のため、DPAT 養成研修等を通じ、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む。

(保健医療調整本部の設置)【子育て】

- 保健医療活動チームによる医療救護活動、健康管理支援等、大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、町災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う。

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

(疫病のまん延防止)【子育て】

- 予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県等関係機関との情報共有を図る。

(感染症の予防・まん延防止)【子育て】

- 感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、国内に病原体が常在していない感染症について、国内での発生を想定し医療機関や関係団体等との密な連携を図る。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(健康管理体制の構築)【子育て】

- 福岡県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを策定し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

(DHEAT による保健医療行政の指揮調整機能等の応援)【子育て】

- 福岡県と連携し、保健医療調整本部や保健所の災害時保健医療対策に係る指揮調整機能等を応援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成、資質の維持・向上に取り組む。

(福祉避難所の設置・運営)【未来】

- 設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における器材や人材の確保を支援する。

<重要業績指標>

- ・ 町が指定した福祉避難所における社会福祉施設等の数【未来】
3 施設（H29.1 月） → 協定締結先の拡大

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

（災害時の警察業務継続体制の確保）【未来】

- 福岡県警察と連携し、災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、情報共有体制を確保する。

（災害警備本部機能の確保）【未来、建設】

- 災害時に駐在所が機能不全となった場合に備え、駐在所及び代替施設の機能不全を想定し、災害警備本部の機能移転候補地の改築、建替え等に際しては、機能を保持した施設整備について福岡県警察と協力を図る。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

（防災拠点となる公共施設の整備）【未来】

- 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。

（業務継続体制の確保）【未来】

- 大規模災害時における業務継続計画を策定し、実効性のある計画とする。

（各種防災訓練の実施）【未来】

- 国や福岡県等と連携して、防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、防災避難訓練及び石油コンビナート等総合防災訓練、九州・山口9県災害時応援協定に基づく訓練等を実施する。

（受援体制の確保）【未来】

- 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。

（町の受援に係る災害対応能力の向上）【未来】

- 町の受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の作成・見直しを行う。

（町災害対策本部設置運営訓練等への実施）【未来】

- 町による災害対策本部設置運営訓練を実施するとともに、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行う。

（首都中枢機能のバックアップ拠点の整備）【未来】

- 首都直下地震をはじめとする大規模災害時における首都中枢機能維持のため、バックアップ拠点の整備について検討を進めるよう、福岡県と連携し、国に対して働きかける。

(機動的な応援体制の整備)【総務】

- 発災後、早期に被災市町村の行政機能を支援するため、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う。また、複数のチームを編成できるよう、チームリーダーを2人体制とする。

(罹災証明の迅速な発行)【未来】

- 大規模災害発生時に町が罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、市町村防災担当者研修会（毎年度5月に開催）等において、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステムの早期導入について検討するとともに、国や県が行う住家被害認定の調査・判定方法についても研修に参加する。

＜重要業績指標＞

- ・ 業務継続計画の策定【未来】
地域防災計画で主要事項の記載（H25.10） → 個別計画の策定
- ・ 災害時受援計画の作成【未来】
100%（R2.5月末） → 随時見直しの実施

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

(町における情報伝達手段の整備)【未来】

- 住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を図る。
また、新たに災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、町の災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供する。

(防災メール・まもるくんの運用)【未来】

- 気象情報や避難指示等の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、防災メール・まもるくんの適切な運用・管理を行うとともに、登録者数の拡大に向け、町防災パンフレットへの情報掲載や関係機関へのリーフレットの配布など町民への周知を図る。

(災害・防災情報の利用者による対策促進)【未来】

- 町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、町民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。

＜重要業績指標＞

- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）全国合同訓練の実施 → 毎年度実施【未来】
- ・ 防災メール・まもるくんの周知【未来】
防災パンフレット等掲載配布（H25年度末） → 継続実施

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めると

ともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

(各主体と連携したエネルギー需給の確保)【住民】

- 「福岡県地域エネルギー政策研究会報告書」(平成 27 年 3 月)の提言を踏まえ、エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会を目指し、更なるエネルギー施策の充実に努め、ブラックアウト(大規模停電)などエネルギーインフラ(送電線・ガス管等)が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や町民等にも働きかける。

また、エネルギーインフラの災害対応力の強化を図るため、北九州都市圏域の市町や事業者と連携するとともに、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の弾力的な運用などについて、国や県に対し提言を行う。

(高圧ガス事業者に対する保安支援)【地域】

- 高圧ガス事故撲滅のため、福岡県と連携し、高圧ガス取扱事業者に対し、類似事故の再発防止対策の提唱、保安支援活動、保安技術の指導教育及び提供などを行う。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

(水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進)【水道】

- 耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、水道施設耐震化計画を検討するとともに、国庫補助を活用した施設整備を行う。

また、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。

(水資源の確保)【水道】

- ・ 水道施設の広域的整備
- 水道施設の広域的な連携を推進する。

5-3 污水处理施設等の長期にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化)【水道】

- 町が管理する下水道施設については、耐震対策を実施している。
- また、今後も町が管理する下水道施設の耐震化を確保するため、耐震対策を継続する。

(下水道 BCP の実効性の確保)【水道】

- 町が管理する公共下水道において、公共下水道 BCP(業務継続計画)の情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

(浄化槽の整備)【水道】

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、町民が行う浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助する。

＜重要業績指標＞

- ・ 地震対策上重要な下水道管きょにおける地震対策実施率【水道】
100%（H9 年度末） → 継続実施
- ・ 下水道 BCP に基づく訓練の実施 年 1 回（H29 年度） → 毎年度実施【水道】
- ・ 合併処理浄化槽整備事業補助金【水道】
H11 年度 → 継続実施

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

（鉄道駅の耐震化）【地域】

- 鉄道駅舎等については、耐震対策を実施している。

（道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強）【建設】

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）での対策を重点的に進める。

（道路橋梁の耐震補強）【建設】

- 地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長 15m 以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。
安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強を重点的に進める。

（緊急輸送道路の整備）【建設】

- 大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

（啓開体制の強化）【建設】

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。

（無電柱化の推進）【建設】

- 道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進める。
各道路管理者は、道路の防災性能の向上のため、電線管理者等の理解を得て国の「無電柱化推進計画」に位置付けられた対象道路の整備を推進する。
また、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる

無電柱化の取組を行う。

（道路の雪寒対策の推進）【建設】

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進する。

（生活道路の整備）【建設】

- 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

<重要業績指標>

- ・ 吉富駅の耐震化率【地域】
100%（H7.4月）

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

（道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））【建設】

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。
また、路面下の空洞調査を町内主要道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する。

（河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））【建設、地域】

- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

（海岸保全施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））【建設】

- 海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

（急傾斜施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））【建設】

- 急傾斜施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

<重要業績指標>

- ・ 長寿命化修繕計画策定（橋梁） H21年度末 → 改訂（R元年度末）【建設】
- ・ 機能保全計画策定（排水機場） 1施設（H26年度末）【地域】
- ・ 長寿命計画策定（海岸保全施設） 100%（H30年度末）【建設】
- ・ 水産物供給基盤機能保全事業基本計画策定（漁港施設） 100%（H29.1月）【建設】

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

（企業 BCP の策定促進）【地域】

- 福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアルの普及や BCP 普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、町内事業者に対し、BCP 策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

（商工業者への事業継続支援）【地域】

- 県、商工会・商工会議所、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関、中小企業診断士などの専門家などで構成される地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には、各構成機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

（事業継続力強化支援計画の策定促進）【地域】

- 町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会・商工会議所が市町村と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。

（代替性確保や信頼性を高めるための道路整備）【建設】

- ・東九州自動車道 4 車線化の実現に向けた取組
- 大規模災害時において、多重性・代替性を確保し、信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、福岡県と連携して、国に対して、東九州自動車道の 4 車線化の整備を早期に実現するよう強く働きかける。
- ・重要物流道路の整備
- 多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）を進め、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める。

（広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化）【建設】

- 災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、港湾等の物流拠点と高規格道路を結ぶアクセス道路の整備を進める。

（「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備）【建設】

- 福岡県と連携し、大規模津波等に対して、減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備を検討する。

6-2 食料等の安定供給の停滞

（農地の防災・減災対策）【地域、建設】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、福岡県と連携して、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める。

（農業水利施設の老朽化対策）【地域】

- 農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。
また、自然災害からの減災・防災を図るため、農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険個所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行っている。

（農業用ハウスの補強）【地域】

- 福岡県と連携し、近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

（漁港施設の防災・減災・老朽化対策）【建設】

- 福岡県と連携し、漁港の長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施。さらに、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組む。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 海上・臨海部における広域複合災害の発生

（石油コンビナート等における耐災害性の向上）【未来】

- 福岡県と連携し、平成 27 年度に改定した石油コンビナート等防災計画に基づき、平常時から防災関係機関や特定事業者等と情報共有を図り、石油コンビナート等総合防災訓練を継続して行うことなどにより、防災体制を整備する。

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

（ため池の防災・減災対策）【建設】

- 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、福岡県と連携して選定を行っており、今後、廃止等により選定数に変更が生じた場合は、適宜、見直しを行う。
豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、福岡県と連携し、下流への影響度を考慮したうえで、浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。

＜重要業績指標＞

- ・ 防災重点ため池について、浸水想定区域図の作成【建設】 6箇所 100%（R元年度末）

7-3 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

（大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等）【住民】

- 町民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県と連携して、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類については、必要に応じて調査をし、結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。

災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保する。

有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、周知等を行う。

また、土壌汚染についても、県と連携し、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する。

（毒物劇物の流出等の防止）【子育て】

- 災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、福岡県と連携し、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページ等を活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 災害・事故時等における毒物劇物による健康被害の発生件数【子育て】
0件（R2年度） → 0件を維持

7-4 農地等の被害による町域の荒廃

（地域における農地・農業水利施設等の保全）【地域、建設】

- 農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、福岡県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。

（荒廃農地対策）【地域】

- 福岡県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理体制の整備)【住民】

- 被災地の迅速な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制の整備に努める。

また、実効性の向上に向け、職員等の人材育成を図る。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(防災担当職員等の育成)【未来、総務、地域、建設】

- 大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会の開催や参加による町の防災担当職員の育成や派遣などの取組を実施する。

(迅速な応急・災害復旧のための自治体支援)【建設】

- 他市町村の復旧・復興を支援するため、災害復旧の申請などに必要な技術支援の実施に努める。

(公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築)【未来、建設】

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

(建設人材の確保・育成)【総務、地域、建設】

- 復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国の指針に基づき、予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定、週休2日制の導入検討、社会保険への加入促進等による就労環境の整備を行う。

また、魅力ややりがいを伝え、関心を持ってもらうことで、若年者をはじめとする建設業未経験者の新規流入を促すため、人材を育成・確保する制度の普及・周知を図る。

(災害ボランティア活動の強化)【未来、福祉】

- 福岡県と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成や町社会福祉協議会と NPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

(農地防災・災害アドバイザーの育成・確保)【地域】

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理を行うほか、福岡県と連携し、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備に努める。

＜重要業績指標＞

- ・ 県・市町村防災担当職員を対象とした講習会 年7回（R元年度） → 継続参加【建設】
- ・ 緊急初動班（避難所対応含む）の訓練 年1回実施（R2年度） → 継続実施【未来】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

（地域コミュニティの活性化）【未来】

- 地域コミュニティ活性化に取り組むため、職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会を開催する。

（被災者等支援制度の周知）【未来、福祉】

- 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度を取りまとめて、速やかに被災者に周知する。

（貴重な文化財の喪失への対策）【教務】

- 町内所在文化財について、日常管理とともに、位置情報をハーザードマップに重ねるなど日頃から、自然災害を想定した防災対策を講じる。

文化財貯蔵・公開施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。

修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（建設型応急仮設住宅の供給体制の整備）【未来、建設】

- 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

（公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備）【福祉、建設】

- 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、福岡県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、福岡県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 建設型応急仮設住宅の建設可能戸数の確認及び建設候補地台帳の更新【未来】
年1回（H29年度末） → 継続実施

III 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの推進方針を踏まえ、14 の施策分野ごとに推進方針及び目標値を整理した。

なお、個別施策分野と横断的施策分野の双方に関連する施策のみ再掲を行っている。

1 個別施策分野

(1) 住宅・都市

(住宅、特定建築物(※)の耐震化)【未来、建設】

- 建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、福岡県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。

また、耐震性が不明な公共施設等について、「吉富町耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けることにより、町自らの計画的な耐震化の取組みを促進する。

※特定建築物：昭和 56 年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

(住環境等の整備)【未来、建設】

- 住環境等の整備を促進するため、土地区画整理事業及び住環境整備事業や狭あい道路整備等促進事業を実施する。

(緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策)((14)に再掲)【建設】

- 緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。

(応急危険度判定体制の整備)【未来、建設】

- 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、福岡県と連携し、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し登録を行う。

(建設型応急仮設住宅の供給体制の整備)【未来、建設】

- 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

(公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備)【福祉、建設】

- 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、福岡県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、福岡県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

(水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進)【水道】

- 耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、水道施設耐震化計画を検討する。
また、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。

(水資源の確保)【水道】

- ・ 水道施設の広域的整備
- 水道施設の広域的な連携を推進する。

(下水道施設の耐震化)【水道】

- 町が管理する下水道施設については、耐震対策を実施していく。
また、町が管理する下水道施設の耐震化を確保するため、耐震対策を継続する。

(下水道 BCP の実効性の確保)【水道】

- 町が管理する公共下水道において、下水道 BCP の情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

<重要業績指標>

- ・ 住宅の耐震化率 54% (R2 年度末) → 95% (R10 年度末)【未来、建設】
- ・ 特定建築物の耐震化率 82% (R2 年度末) → 95% (R10 年度末)【未来、建設】
- ・ 建設型応急仮設住宅の建設可能戸数の確認及び建設候補地台帳の更新【未来、建設】
年 1 回 (R2 年度末) → 継続実施
- ・ 地震対策上重要な下水道管きょにおける地震対策実施率【水道】
100% (R2 年度末) → 継続実施
- ・ 下水道 BCP に基づく訓練の実施 年 1 回 (R2 年度) → 継続実施【水道】

(2) 保健医療・福祉

(病院、社会福祉施設等の耐震化)【子育て、福祉】

- 病院や社会福祉施設等について、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築による耐震化を促す。

(現場(急性期医療)の DMAT による医療支援)【子育て】

- 災害派遣医療チーム (DMAT) による迅速かつ適切な医療支援を受ける体制を確保する。

(避難所・現場救護所の JMAT による医療支援)【子育て】

- 災害時の円滑な医療活動のため、福岡県と連携し、福岡県医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース(看護師・助産師・保健師)の派遣を要請できる体制を維持する。

(被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援)【子育て】

- 災害派遣精神医療チーム (DPAT) による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援のため、福岡県と連携し、DPAT 養成研修等を通じ、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む。

(保健医療調整本部の設置)【子育て】

- 保健医療活動チームによる医療救護活動、健康管理支援等、大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、町災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う。

(健康管理体制の構築)【子育て】

- 福岡県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを策定し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

(DHEAT による保健医療行政の指揮調整機能等の応援)【子育て】

- 福岡県と連携し、保健医療調整本部や保健所の災害時保健医療対策に係る指揮調整機能等を応援する災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の構成員の人材育成、資質の維持・向上に取り組む。

(疫病のまん延防止)【子育て】

- 予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や福岡県等関係機関との情報共有を図る。

(感染症の予防・まん延防止)【未来、子育て】

- 感染症の発生の予防及びまん延防止のため、福岡県と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症指定医療機関を指定し、感染症指定医療機関における施設整備を行うとともに、感染症患者の入院受入体制等の訓練を実施する。
また、国内に病原体が常在していない感染症について、国内での発生を想定し医療機関や関係団体等との密な連携を図る。

(福祉避難所の設置・運営)【未来】

- 設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における器材や人材の確保を支援する。

(給食施設における給食供給体制の整備)【子育て、福祉】

- 福岡県と連携し、給食施設ごとの備蓄状況を取りまとめ、施設基準の指導監査を行う所管部局へ情報提供を行い、各施設に応じた供給体制の整備を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 社会福祉施設等の耐震化率 100% 【未来、福祉】
- ・ 町が指定した福祉避難所における社会福祉施設等の数【未来】
3 施設（R2 年度末） → 引き続き継続拡大
- ・ 特定給食施設の備蓄量に関する情報更新【子育て、福祉】
年 1 回実施（R2 年度末） → 継続実施

(3) エネルギー

（各主体と連携したエネルギー需給の確保）【住民】

- 「福岡県地域エネルギー政策研究会報告書」（平成 27 年 3 月）の提言を踏まえ、エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会を目指し、更なるエネルギー施策の充実に努め、ブラックアウト（大規模停電）などエネルギーインフラ（送電線・ガス管等）が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や町民等にも働きかける。

また、エネルギーインフラの災害対応力の強化を図るため、北九州都市圏域の市町や事業者と連携し、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の弾力的な運用などについて、国や県に対し提言を行う。

（分散型エネルギーの導入促進）【総務、住民】

- 再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、福岡県、北九州圏域の市町や事業者と連携し、太陽光発電設備や蓄電システム等の導入促進を図る。

(4) 産業

（高圧ガス事業者に対する保安支援）【地域】

- 高圧ガス事故撲滅のため、福岡県と連携し、高圧ガス取扱事業者に対し、類似事故の再発防止対策の提唱、保安支援活動、保安技術の指導教育及び提供などを行う。

（企業 BCP の策定促進）【地域】

- 福岡県と連携し、福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアルの普及や BCP 普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、町内事業者に対し、BCP 策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

（石油コンビナート等における耐災害性の向上）【未来】

- 福岡県と連携し、平成 27 年度に改定した石油コンビナート等防災計画に基づき、平常時から防災関係機関や特定事業者等と情報共有を図り、石油コンビナート等総合防災訓練

を継続して行うことなどにより、防災体制を整備する。

(商工業者への事業継続支援)【地域】

- 県、商工会・商工会議所、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関、中小企業診断士などの専門家などで構成される地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には、各構成機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

(事業継続力強化支援計画の策定促進)【地域】

- 町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会・商工会議所が町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。

(建設人材の確保・育成)【総務、地域、建設】

- 復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国の指針に基づき、予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定、週休2日制の導入検討、社会保険への加入促進等による就労環境の整備を行う。

また、魅力ややりがいを伝え、関心を持ってもらうことで、若年者をはじめとする建設業未経験者の新規流入を促すため、人材を育成・確保する制度の普及・周知を図る。

(5) 交通・物流

(道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強)【建設】

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）での対策を重点的に進める。

(緊急輸送道路の整備)【建設】

- 大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

(啓開体制の強化)【建設】

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。

(道路橋梁の耐震補強)【建設】

- 地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長15m以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。

安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨

線橋の耐震補強を重点的に進める。

（道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））（(14)に再掲）【建設】

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する。

（代替性確保や信頼性を高めるための道路整備）【建設】

・東九州自動車道4車線化の実現に向けた取組

- 大規模災害時において、多重性・代替性を確保し、信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、国に対して、東九州自動車道の4車線化の整備を早期に実現するよう強く働きかける。

・重要物流道路の整備

- 多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅等）を進め、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める。

（広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化）【建設】

- 災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、港湾等の物流拠点と高規格道路を結ぶアクセス道路の整備を進める。

（無電柱化の推進）【建設】

- 道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進める。

各道路管理者は、道路の防災性能の向上のため、電線管理者等の理解を得て国の「無電柱化推進計画」に位置付けられた対象道路の整備を推進する。

また、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組を行う。

（道路の雪寒対策の推進）【建設】

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進する。

（生活道路の整備）【建設】

- 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

(道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））（(14)に再掲）【建設】

- 道路施設の老朽化対策支援として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成 26 年 6 月設置）による支援や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の参加等を行う。

(鉄道駅の耐震化)【地域】

- 鉄道駅舎等の耐震化を行い、国、県と連携し、事業者の行う駅の耐震改修工事を支援する。

<重要業績指標>

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画策定済み橋数（(14)に再掲）【建設】
35 橋（R 元年度末）
- ・ 駅の耐震化率 100%（H7.4 月） 【地域】

(6) 農林水産

(農地の防災・減災対策)（(14)に再掲）【地域、建設】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、福岡県と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める。

(農業水利施設の老朽化対策)（(14)に再掲）【地域】

- 農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。

また、自然災害からの減災・防災を図るため、農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険個所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行っている。

(農業用ハウスの補強)【地域】

- 近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

(ため池の防災・減災対策)【建設】

- 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、福岡県と連携して選定を行っており、今後、廃止等により選定数に変更が生じた場合は、適宜、見直しを行う。

豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、福岡県と連携し、下流への影響度を考慮したうえで、浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。

(地域における農地・農業水利施設等の保全)【地域】

- 農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持

を図るため、福岡県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。

（荒廃農地対策）【地域】

- 福岡県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する。

（農地防災・災害アドバイザーの育成・確保）【地域】

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理を行うほか、福岡県と連携し、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備に努める。

（漁港施設の防災・減災・老朽化対策）（(14)に再掲）【建設】

- 福岡県と連携し、漁港の長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施。さらに、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組む。

（漁村地域における防災・減災対策の推進）【未来、建設】

- 漁村地域における防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護による津波対策や避難路の確保について、普及啓発を行う。
また、福岡県と連携し、必要に応じて避難路の補修と改良等を行う。

＜重要業績指標＞

- ・ 防災重点ため池について、浸水想定区域図の作成 【建設】
100%（R元年度末）
- ・ 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 100%（H30年度末） → 維持 【地域】

（7）町土保全

（海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策）【地域、建設】

- 津波・高潮等による被害から背後地を守るため、及び冬期風浪等による越波・浸水被害の軽減を目的とした浸食対策のため、耐震・液状化対策のほか減災効果を発揮する「粘り強い構造」の導入など、各管理者において優先度の高い箇所から順次、堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行う。
特に、重要な背後地を抱える海岸については、重点的に取り組む。

（海岸保全施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））（(14)に再掲）【建設】

- 海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

（「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備）【建設】

- 福岡県と連携し、大規模津波等に対して、減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備を検討する。

（津波・高潮に対する避難体制の強化）（(11)に再掲）【未来、建設、地域】

- 防災意識の向上を図るため、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成・提供により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成するほか、災害図上訓練や避難訓練などを通じて、避難計画の策定などを行う。併せて、津波等の災害時において、防潮堤等の防護ラインより海側で活動する住民等が安全に避難できるよう、津波の到達が早いなどといった港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成について検討するほか、集客場所への浸水予想図の掲示やピクトグラムを活用した避難場所・避難経路、海拔等の誘導表示により住民への周知を図ること、観光地、河川公園等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知する。

（水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進）【建設】

- 津波や高潮等の来襲に対し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。
また、電力供給停止時の対策として、予備発電機の設置や運転可能時間延伸についても検討する。

（河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））【建設、地域】

- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

（気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進）【建設】

・河川改修

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、福岡県と連携し、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を促進する。

近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を促進する。

・雨水流出抑制策

- 流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行う。

（激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策）【建設】

- 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」により激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、福岡県と連携、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に促進する。

また、「平成 30 年 7 月豪雨」で大きな浸水被害が発生した河川については、河道の掘削などにより流下能力を向上させ、再度の浸水被害を軽減する取組を促進する。

（新技術等を活用した災害対策の構築）（(14)に再掲）【未来、建設、地域】

・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置

- 河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行う。

・ドローン等の新技術活用

- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際に、通行止めの影響により災害現場に近づけない箇所が多発し、被害状況の把握に時間を要したことを受け、ドローン導入を行う。

（河川における水害対応タイムラインの策定）（(11)に再掲）【未来、建設】

- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインの策定を行う。

（「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進）（(11)に再掲）【未来、建設、地域】

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、山国川圏域の「大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

（洪水に対するハザードマップの作成）（(11)に再掲）【未来】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップを作成し、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を行う。
洪水ハザードマップについては、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直し、その更新を行う。

（人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進）【建設】

・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備

- 土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を促進する。

・気候変動等の影響を踏まえた重点的整備

- 近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築等の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を促進する。

（土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化）（(11)に再掲）【未来、建設】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、福岡県と連携し、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを適時行うとともに、土砂災害ハザードマップの作成・更新に加え、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、福岡県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。これらの取組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 長寿命化計画策定（海岸保全施設）（(14)に再掲）【建設】
100%（R 元年度末）→ 維持
- ・ 津波ハザードマップの作成（(11)に再掲）【未来】
100%（H29 年度末）→ 維持
- ・ 高潮ハザードマップの作成（(11)に再掲）【未来】
100%（R2 年度末）→ 維持
- ・ 津波に関する避難場所・避難所等の更なる周知（(11)に再掲）【未来】
年 1 回実施（H30 年度）→ 年 1 回実施
- ・ 機能保全計画策定（排水機場）（(14)に再掲）【地域】
1 施設（H26 年度末）→ 維持
- ・ 大規模氾濫減災協議会の参加（(11)に再掲）【未来】
各圏域年 1 回開催（毎年度）
- ・ 想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成・公表（(11)に再掲）【未来】
100%（R2 年度末）→ 維持
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域（(11)に再掲）【建設】
警戒区域：13 区域、特別警戒区域：10 区域（H30.12 月）
→ 区域の想定なし、見直しの実施
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成（(11)に再掲）【未来】
100%（H26 年度末）→ 維持

(8) 環境

（大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等）【住民】

- 町民の健康被害のリスクを軽減するため、福岡県と連携し、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類については、必要に応じて調査をし、結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。

災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保する。

有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、町民に対し、周知等を行う。

また、土壌汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する。

（毒物劇物の流出等の防止）【子育て】

- 災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、福岡県と連携し、関係行政機関や取扱事

業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う。

（浄化槽の整備）【水道】

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助する。

（災害廃棄物処理体制の整備）【住民】

- 迅速な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制の整備に努める。
また、実効性の向上に向け、福岡県と連携し、職員等の人材育成を図る。

＜重要業績指標＞

- ・ 災害・事故時等における毒物劇物による健康被害の発生件数【子育て】
0 件（H29 年度） → 0 件を維持

(9)行政／警察・消防／防災教育等

（防災拠点となる公共施設の整備）【未来】

- 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。

（指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制）【未来】

- 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。

（首都中枢機能のバックアップ拠点の整備）【未来】

- 首都直下地震をはじめとする大規模災害時における首都中枢機能維持のため、バックアップ拠点の整備について検討を進めるよう、福岡県と連携し、国に対して働きかける。

（災害対策本部設置運営訓練等の実施）【未来】

- 災害対策本部設置運営訓練を実施するとともに、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行う。

（機動的な応援体制の整備）【総務】

- 発災後、早期に被災市町村の行政機能を支援するため、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う。

（罹災証明の迅速な発行）【未来】

- 大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、防災担当者研

修会（毎年度5月に開催）等において、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステムの早期導入について検討を行うとともに、住家被害認定の調査・判定方法についても研修を行う。

（適時適切な避難勧告等の発令）【未来】

- 令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、適切に避難指示等を発令する。

（大型台風を想定したタイムラインの運用）【未来】

- 大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風接近時には、台風災害に備えたタイムラインを作成し、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する。
また、実際の災害対応を検証し、必要に応じてタイムラインの見直しを行う。

（業務継続体制の確保）【未来】

- 大規模災害時における業務継続計画を策定し、災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、実効性のある計画とする。

（受援体制の確保）【未来、総務、福祉】

- 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。

（受援に係る災害対応能力の向上）【未来】

- 受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた町災害時受援計画の見直しを行う。

（公助による備蓄・調達の推進）【未来】

- 福岡県備蓄基本計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を受給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。
また、同計画で定めた目標量を備蓄するよう、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。

（各種防災訓練の実施）（(11)に再掲）【未来】

- 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、総合防災訓練等を実施する。

（防災担当職員等の育成）【未来、総務、地域、建設】

- 大規模災害時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会の開催や参加による防災担当職員の育成や、災害アドバイザーの派遣などの取組を実施する。

(防災教育の推進) ((11)に再掲) 【教務】

- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。

(公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築) 【未来、建設】

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

(防災情報通信基盤の整備) 【未来】

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実に行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う。また、高度化、多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、福岡県と連携し、同ネットワークの再整備により主回線を高速・大容量の光回線、副回線を地上無線回線等で二重化するとともに、災害・防災情報を市町村等との間で共有・配信できるシステム等を構築する。

(福岡県総合防災情報システムの活用) 【未来】

- 住民の水防活動・自助行動の更なる促進を図るため、福岡県総合防災情報システムの周知を行い、災害に強い通信機能を確保する。また、緊急性や切迫感が伝わる河川情報や分かりやすい防災情報の提供により、河川管理の高度化を図る。

(土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供) 【未来】

- 福岡県と連携し、災害発生前に、土砂災害の危険度が分かる土砂災害危険度情報を、事前に登録した住民に地図画像付きのメールで配信するためのシステムを住民に周知する。

(情報伝達手段の整備) 【未来】

- 住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を図る。
また、新たに災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、町の災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供する。

(防災メール・まもるくんの運用) 【未来】

- 気象情報や避難指示等の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、福岡県と連携し、防災メール・まもるくんの適切な運用を行うとともに、登録者数の拡大に向け、町防災パンフレットへの情報掲載や関係機関へのリーフレットの配布など町民への周知を図る。

(災害警備本部機能の確保) 【未来】

- 災害時に駐在所が機能不全となった場合に備え、駐在所及び代替施設の機能不全を想定し、災害警備本部の機能移転候補地の改築、建替え等の際には、機能を保持した施設整備について福岡県警察と協力を図る。

（現場映像配信体制の構築）【未来】

- 国（九州管区警察局福岡県情報通信部）は、災害時に県及び県警察が真に必要なとする現場映像を迅速・的確に提供できるよう、平常時から県、県警察及び他機関が主催する防災訓練等に積極的に参加し、モバイル型映像伝送装置等による映像伝送技術の向上を図る。

（交通情報の収集・提供）【未来】

- カメラによる詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、主要幹線道路を中心に防犯カメラの整備を順次進め、対象路線の拡大を図る。

（中継所の非常電源の確保）【未来】

- 国（九州管区警察局福岡県情報通信部）は、中継所における非常電源の確保のため、災害発生に伴う商用電源供給断及び非常用発動発電機等の機能喪失等を想定した訓練及び施設整備を行う。

（消防施設の耐震化）【未来】

- 町内消防施設の耐震化を図る。

（常備消防の充実強化）【未来】

- 福岡県と連携し、応援体制や活動現場での部隊運用がより円滑に行えるよう、福岡県消防相互応援協定の見直しを図る。

このほか、大規模災害に備え、緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練等を継続して行い、応援体制の実効性の確保を図る。

（消防団の充実強化）【未来】

- 消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めること、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を働きかける。

<重要業績指標>

- ・ 避難指示等（水害）の適切な判断基準の設定【未来】
100%（H28年度末）→ 維持
- ・ 業務継続計画の策定【未来】
地域防災計画で主要事項の記載（H25.10）→ 個別計画の策定
- ・ 受援計画の作成【未来】
100%（R2.5月末）
- ・ 町の食糧の備蓄量の充足率【未来】
100%（食糧 4,000 食分）（R2 年度末）→ 備蓄量の維持
- ・ 町の避難所運営資機材の備蓄量【未来】
マンホールトイレ 5 基、発電機 2 台等（R2 年度）→ 必要に応じ順次整備
- ・ 物資の供給に関する協定の締結事業者数【未来】
5 業者（R2.5 月）→ 協定締結先の拡大

- ・ 緊急初動班（避難所運営含む）の訓練 年1回実施（R2年度）→ 継続実施【未来】
- ・ 地震に関する避難訓練の実施率（公立学校）（(11)に再掲）【教務】
小：100%、中：100%（毎年実施）
- ・ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステムの再整備【未来】
工事完成（R元年度末）
- ・ 県・市町村職員を対象とした災害情報収集システムの一斉演習の実施【建設】
年1回（R2年度）→ 毎年度実施
- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）全国合同訓練の実施 → 毎年度実施【未来】
- ・ 防災メール・まもるくんの周知【未来】
防災パンフレット等掲載（H26年度末）→ 継続実施
- ・ 防犯カメラの整備台数【未来】
29基（R2.3月末）→ 40基設置（R4年度末）
- ・ 消防施設の耐震化率 100%（H30年度末）【未来】
- ・ 消防団員数 62人（R3年度）→ 維持【未来】

2 横断的施策分野

(10) リスクコミュニケーション

（自主防災組織の充実強化）【未来】

- 地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。

（地域コミュニティの活性化）【未来】

- 地域コミュニティ活性化に取り組むため、職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会を開催する。

（各種防災訓練の実施）（(10)に再掲）【未来】

- 防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、総合防災訓練等を実施する。

（防災教育の推進）（(10)に再掲）【教務】

- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。

（避難行動等の教訓の広報啓発）【未来】

- 過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等を福岡県防災ハンドブック等を参考に、各種会議やイベント、出前講座等の機会を通じて普及啓発を図る。

（津波・高潮に対する避難体制の強化）（(7)に再掲）【未来、建設、地域】

- 防災意識の向上を図るため、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成・提供により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成するほか、災害図上訓練や避難訓練などを通じて、避難計画の策定などを行う。併せて、津波等の災害時において、防潮堤等の防護ラインより海側で活動する住民等が安全に避難できるよう、津波の到達が早いなどといった港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成について検討するほか、集客場所への浸水予想図の掲示やピクトグラムを活用した避難場所・避難経路、海拔等の誘導表示により住民への周知を図ること、観光地、河川公園等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知する。

（洪水に対するハザードマップの作成）（(7)に再掲）【未来】

- 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップを作成し、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を行う。
洪水ハザードマップについては、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直し、その更新を行う。

（河川における水害対応タイムラインの策定）（(7)に再掲）【未来、建設】

- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインの策定を行う。

（「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進）（(7)に再掲）【未来、建設、地域】

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、山国川圏域の「大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

（土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化）（(7)に再掲）【未来、建設】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、福岡県と連携し地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを適時行うとともに、土砂災害ハザードマップの作成・更新に加え、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。
また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、福岡県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。これらの取組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

（自助・共助による備蓄の促進）【未来】

- 町民や事業所等による備蓄を促進するため、防災パンフレット等での広報を実施する。

（災害・防災情報の利用者による対策促進）【未来】

- 町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、町民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。

（福祉避難所への避難体制の整備の促進）【未来】

- 要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、福岡県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。

（外国人に対する支援）【未来、地域】

- 災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より多言語防災パンフレットにより防災に関する知識の普及に努める。また、福岡県国際交流センター等と連携し、多言語での情報提供を行うため、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進や「災害時通訳・翻訳ボランティア」の養成に努める。併せて、福岡県観光連盟等と連携し、ホームページやソーシャルネットワークサービスを通じて、国内外の観光客に対し、多言語で交通状況や気象などの情報を発信する。

（被災者等支援制度の周知）【未来、福祉】

- 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

（貴重な文化財の喪失への対策）【教務】

- 町内所在文化財について、日常管理とともに、位置情報をハザードマップに重ねるなど日頃から、自然災害を想定した防災対策を講じる。
文化財貯蔵・公開施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。
修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める。

<重要業績指標>

- ・ 自主防災組織リーダー研修会の実施【未来】
20 自治会年 1 回実施（H26 年度） → 毎年度実施
- ・ 地震に関する避難訓練の実施率（公立学校）（(10)に再掲）【教務】
小：100%、中：100%（毎年実施）
- ・ 防災パンフレットの普及啓発【未来】
作成（H26 年度末） → 継続的な改訂の実施・配布
- ・ 津波ハザードマップの作成（(7)に再掲）【未来】
100%（H29 年度末） → 維持
- ・ 高潮ハザードマップの作成（(7)に再掲）【未来】
100%（R2 年度末） → 維持
- ・ 津波に関する避難場所・避難所等の更なる周知（(7)に再掲）【未来】
年 1 回実施（H30 年度） → 継続実施
- ・ 想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成・公表（(7)に再掲）【未来】
100%（R2 年度末） → 維持
- ・ 大規模氾濫減災協議会の参加（(7)に再掲）【未来】
各圏域年 1 回開催（毎年度）

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域（(7)に再掲）【建設】
警戒区域：13 区域、特別警戒区域：10 区域（H30.12 月）
→ 新規指定、区域の見直しの実施
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成（(7)に再掲）【未来】
100%（H26 年度末）→ 新規指定、区域の見直しを含め 100%維持（R2 年度末）
- ・ 町民及び事業所における 3 日分以上の備蓄周知【未来】
防災パンフレット（H26 年度末）→ 維持継続
- ・ 外国人向け防災メール・まもるくん登録周知【未来】
防災パンフレット（H26 年度末）→ 英語版導入（R2 年度末）

(11)人材育成

（避難行動要支援者の避難支援）【未来】

- 避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定率が低い自治会に対し、自主防災組織を対象とした研修会や訓練を開催するなど、必要な支援を行う。

（災害ボランティア活動の強化）【未来、福祉】

- 災害ボランティアコーディネーターの育成や町社会福祉協議会と NPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

<重要業績指標>

- ・ 避難行動要支援者全員の個別避難計画を策定【未来】
100%（H26 年度末）→ 更新（R 元年度末）

(12)官民連携

（帰宅困難者に対する支援）【未来】

- 帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結等を行う。

（多数の人が集まる場所等における避難対策）【未来】

- 集客施設の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。
また、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN（Wi-Fi）など、地域の特性に応じた多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化するよう働きかける。

(13)老朽化対策・研究開発

（緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策）（(1)に再掲）【建設】

- 緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切

に行う。

(道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））（(5)に再掲）【建設】

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。
また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する。

(道路施設の老朽化対策）（(5)に再掲）【建設】

- 道路施設の老朽化対策支援として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成 26 年 6 月設置）による支援や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の参加等を行う。

(農地の防災・減災対策）（(6)に再掲）【地域、建設】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、福岡県と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める。

(農業水利施設の老朽化対策）（(6)に再掲）【地域】

- 農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。
また、自然災害からの減災・防災を図るため、農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険個所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行っている。

(漁港施設の老朽化対策）（(6)に再掲）【建設】

- 福岡県と連携し、漁港の長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施。さらに、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組む。

(海岸保全施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新））（(7)に再掲）【建設】

- 海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

(新技術等を活用した災害対策の構築）（(7)に再掲）【未来、建設、地域】

- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- 河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行う。
- ・ドローン等の新技術活用
- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際に、通行止めの影響により災害現場に近づけない箇所が多発し、被害状況の把握に時間を要したことを受け、ドローン導入を行う。

＜重要業績指標＞

- 橋梁長寿命化修繕計画策定済み橋数（(5)に再掲）【建設】
35 橋（R2 年度末）
- 長寿命化計画策定率（橋梁） 100%（H21 年度末） → 改訂（R2 年度末）【建設】
- 長寿命化計画策定率（海岸保全施設）（(7)に再掲）【建設】
100%（H30 年度末） → 維持
- 水産物供給基盤機能保全事業基本計画策定（漁港）【建設】
100%（H29.1 月） → 維持
- 機能保全計画策定数（排水機場）（(7)に再掲）【地域】
1 施設（H26 年度末）

第5章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内に設置した策定会議などを活用し、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、吉富町だけでなく、国、県、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、概ね5年を目途として計画内容の見直しを行う。

なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 住宅、特定建築物（※）の耐震化 【未来、建設】 <施策分野：①住宅・都市>

セミナーの開催や相談窓口の設置等を通じて町民や設計者等に耐震化の必要性を周知するとともに、国や福岡県と連携して木造戸建て住宅の耐震改修工事の補助を行っている。

また、耐震性が不明な公共施設等について、「吉富町耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けるとともに、福岡県と連携し、耐震改修工事に関する工法、そのコストや工期等について情報提供を行い、計画的な耐震化の取組を促進している。

その他、家具の転倒防止や屋根瓦の落下防止等の耐震対策、火災警報器や消火器等の住宅用防災機器の設置に関する啓発を行っている。

また、ブロック塀倒壊防止対策、建築物の外壁及び、大規模空間を有する建築物の天井などの非構造部材、広告物の破損・落下防止対策として、点検・調査や改善指導等を行うとともに、エレベーター閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置などの安全装置を設置するよう、管理者に対し周知や指導等を行っている。

全国平均並みの進捗が図られているものの、更なる安全確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

なお、特に近年の大地震においてブロック塀の倒壊により人的被害が発生していることを受け、小学校の通学路等に面したブロック塀の点検を実施し、安全性に問題がある塀の所有者等に対して、撤去・改修の指導を行っている。

地震時にブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を未然に防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

※特定建築物：昭和 56 年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

- ・ 住宅の耐震化率 54%（R2 年度末）
- ・ 特定建築物の耐震化率 82%（R2 年度末）

○ 病院、社会福祉施設等の耐震化 【子育て、福祉】 <施策分野：②保健医療・福祉>

施設の改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改修による耐震化を促す。また、避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設の耐震化については、国庫補助等を活用して、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の改築や改修を促す。

災害時の医療・福祉機能を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 社会福祉施設等の耐震化率 100%（H28 年度末）<全国値：90.3%（H28 年度末）>

○ 応急危険度判定体制の整備 【未来、建設】 <施策分野：①住宅・都市>

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、福岡

県と連携し、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し登録を行っている。

また、近年の災害を踏まえ、町内災害時における町外からの判定士の受入体制を整備するため、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの策定を行う。

被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 被災宅地危険度判定士の登録者数 1,429 人（H29 年度末）※
- ・ 被災建築物応急危険度判定士の登録者数 2,521 人（H29 年度末）※

※福岡県地域強靱化計画より

○ 住環境等の整備 【未来、建設】 <施策分野：①住宅・都市>

住環境等の整備を促進するため、宅地の造成、道路・公園等の公共施設の整備・改善を行う土地区画整理事業を実施する組合等、及び老朽住宅等の除却、生活道路・児童遊園等の公共施設の整備・改善を行う住環境整備事業や、狭あい道路の拡幅整備を行う狭あい道路整備等促進事業を実施する。

火災に強いまちづくりを推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 住環境等の整備促進のための研修、会議などの参加 年 2 回

○ 不燃化を行う区域の指定 【未来、建設】 <施策分野：①住宅・都市>

福岡県と連携し建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定することで、市街地における防火対策を促進している。

なお、都市計画法による防火地域又は準防火地域を除く市街地について、全て指定済みである。

法に基づく区域指定による更なる防火対策の普及を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策 【建設】

<施策分野：①住宅・都市、⑬老朽化対策・研究開発>

緊急避難場所としてハザードマップ等に位置付けられている公園の機能を維持するため、予防保全的管理によって低廉なコストで実施できる施設管理計画に基づき、改築・更新等の維持管理を適切に行っている。

災害時に指定緊急避難場所となる公園内の施設の機能を維持するため、引き続きこのような取組が必要である。

1-2 津波・高潮による多数の死傷者の発生

○ 海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策 【地域、建設】 <施策分野：⑦町土保全>

津波・高潮等による被害から背後地を守るため、福岡県と連携し、冬期風浪等による越波・浸水被害の軽減を目的とした浸食対策のため、耐震・液状化対策のほか減災効果を発揮する「粘り強い構造」の導入など、各管理者において優先度の高い箇所から順次、堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行っている。

特に、重要な背後地を抱える海岸については、重点的な取組が必要である。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進

【建設】 <施策分野：⑦町土保全>

津波や高潮等の来襲に対し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の検討が必要である。

また、電力供給停止時の対策として、予備発電機の設置や運転可能時間延伸についても検討が必要である。

○ 津波・高潮に対する避難体制の強化 【未来、建設、地域】

<施策分野：⑦町土保全、⑩リスクコミュニケーション>

防災意識の向上を図り、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、津波については、災害図上訓練や避難訓練などを通じ、避難計画の策定などのほか、津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップの作成をする。併せて、津波等の災害時において、防潮堤等の防護ラインより海側で活動する港湾労働者等が安全に避難できるよう、津波の到達が早いなどといった港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成について検討が必要である。

また、津波に関する浸水想定、避難場所・避難所等について住民に事前に周知するため、福岡県と連携し、浸水想定区域図の掲示や避難経路等の誘導標識、避難場所・避難所の表示板の設置などを行う。観光地、河川公園等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知する取組が必要である。

- ・ 津波ハザードマップの作成 100% (H29 年度末)
- ・ 高潮ハザードマップの作成 100% (R2 年度末)
- ・ 津波に関する避難場所・避難所等の更なる周知 毎年度実施

○ 大型台風を想定したタイムラインの運用 【未来】

<施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

台風災害に備え、県、市町村、住民がどのように対応を行っていくかを時系列で整理したタイムラインを福岡県が平成 29 年 7 月に作成し、台風接近時には、このタイムラインを県からの提供を受け、住民に対する適時適切な情報提供や、避難指示等の発令に活用している。

あらかじめ発生が予測できる台風について、災害対応の遅れや漏れを防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 大型台風を想定したタイムラインの策定 策定 (H29.7 月)

○ 漁村地域における防災・減災対策の推進 【未来、建設】 <施策分野：⑥農林水産>

防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護による津波対策について、普及啓発を行っており、津波対策の必要性の更なる浸透のため、福岡県と連携し、引き続きこのような取組が必要である。

また、漁村地域における避難路を確保するため、避難路の点検を行っているが、災害時の迅速な初動対応のため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 100% (H30 年度末)

1-3 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進 【建設、教務】 <施策分野：⑦町土保全>
(河川改修)

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、福岡県と連携し、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行っている。

近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等やが生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要がある。

(雨水流出抑制策)

流域の都市化により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つとして雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を推進しており、必要性について理解を深めるため、普及啓発に取り組んでいる。

また、雨水タンク設置に係る助成制度の創設、学校施設への雨水タンク設置の取組等を検討する。

大雨時における都市部の安全性確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 新技術等を活用した災害対策の構築 【未来、建設、地域】

<施策分野：⑦町土保全、⑬老朽化対策・研究開発>

(危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置)

河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を推進し、適切な維持管理を行う。

今後も引き続きこれらの取組を推進する必要がある。

(ドローン等の新技術活用)

平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際に、通行止めの影響により災害現場に近づけない箇所が多発し、被害状況の把握に時間を要したことを受け、ドローン導入を検討している。

災害発生直後に迅速かつ安全に被害状況を把握し、地域住民へ速やかな情報提供を行うた

めには、早期のドローン導入が必要である。

○ 洪水に対するハザードマップの作成 【未来、建設】

＜施策分野：⑦町土保全、⑩リスクコミュニケーション＞

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップを作成している。

洪水ハザードマップについては、作成・公表し、防災訓練等を実施しているが、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへの見直しが必要なため、その更新を行っており、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、引き続きこのような取組が必要である。

市街地等の浸水に対する避難体制の強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを作成 100% (R2 年度末)

○ 河川における水害対応タイムラインの策定 【未来】

＜施策分野：⑦町土保全、⑩リスクコミュニケーション＞

河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを作成することは、被害を最小限にするために有効である。

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、このような取組が必要である。

○ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進 【未来、建設、地域】

＜施策分野：⑦町土保全、⑩リスクコミュニケーション＞

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる「大規模氾濫減災協議会」を山国川圏域に設置し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しており、今後もこのような取組を行う必要がある。

- ・ 大規模氾濫減災協議会 各圏域年 1 回開催（毎年度参加）

○ 適時適切な避難指示等の発令 【未来】 ＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

国は、「避難情報に関するガイドライン」において、市町村が避難指示等を発令する際の発令基準やその伝達方法を示している。

県は、市町村に対し、ガイドラインを踏まえた避難指示等の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう、要請している。

現在、判断基準について定めているが、適切な避難指示等の発令ができるよう、引き続き住民に分かりやすい情報を伝達することが必要である。

- ・ 避難指示等（水害）の適切な判断基準を設定 100% (R3.5 月)

1-4 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

- 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進 【建設】 <施策分野：⑦町土保全>
(土砂災害危険箇所等における急傾斜施設等の整備)

福岡県と連携し、土砂災害危険箇所のうち、対策を必要とする箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に急傾斜施設等の整備を進めている。

今後は、これらの取り組みを更に進めていく必要がある。

- (気候変動等の影響を踏まえた重点的整備)

近年、頻発する激甚な土砂災害を踏まえ、被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築等の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を行う必要がある。

被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築

- (既存ストックを有効活用した対策)

施設整備を効率的・効果的に進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを有効活用した対策を推進していく必要がある。

- 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化 【未来、建設】

<施策分野：⑦町土保全、⑩リスクコミュニケーション>

福岡県と連携して、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めるほか、土砂災害ハザードマップの作成をするとともに、啓発パンフレットの配布など住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行っている。

また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者、住宅関係団体に対しては、福岡県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度についての説明や周知を行っている。

区域の指定はほぼ完了しているが、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを適時行うとともに、ハザードマップ作成・配布などによる実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域
警戒区域： 13 区域、特別警戒区域： 10 区域（H30.12 月）
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成 100%（H26 年度末）

1-5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

- 防災情報通信基盤の整備 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

地上無線や衛星無線などを組み合わせた二重の無線通信回線、非常用電源を備えた福岡県防災・行政情報通信ネットワークを整備して、県と国、市町村、防災関係機関とを結んでいる。

現在、同ネットワークの維持管理を行うとともに、平成 29 年度から令和元年度にかけて再整備工事を行っている。

法令に基づく情報の収集・伝達を確実に実施するため、継続的な維持管理を行うとともに、着実な再整備が必要である。

- ・ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステムの再整備 工事完成 (R1 年度末)

○ 大都市（多数の人が集まる場所等）における避難対策 【未来】＜施策分野：⑫官民連携＞

大規模集客施設などの多数の人が集まる場所等では、災害時に利用者を安全に避難させるため、管理者等においてあらかじめ避難誘導體制を整備することとしている。

また、円滑かつ迅速な避難のため、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化するよう働きかけている。

地下街等の不特定多数の者が利用する場所における利用者の安全な避難のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制 【未来】

＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

発災時の指定避難所の運営においては、自主防災組織等を中心とした地域住民による自主的な避難所運営を研修や訓練を通じ周知していくとともに、避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した避難所運営マニュアルを作成している。

避難所の円滑な運営のため、引き続き更新する必要がある。

○ 避難行動要支援者の避難支援 【未来】＜施策分野：⑪人材育成＞

避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の個別避難計画策定を進めている。

避難行動要支援者の円滑な避難の実施のため、引き続き更新する必要がある。

- ・ 避難行動要支援者全員の個別避難計画を策定 100% (H26 年度末)

○ 福祉避難所への避難体制の整備の促進 【未来】＜施策分野：⑩リスクコミュニケーション＞

平成 28 年熊本地震では、福祉避難所について住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかった事例があったことから、福祉避難所への避難体制の整備するため、平成 29 年度に町内介護保険施設と福祉避難所の協定を締結し、福祉避難所マニュアルを配布している。

福祉避難所への避難体制の整備が進むよう、このような取組みが引き続き必要である。

○ 外国人に対する支援 【未来、地域】＜施策分野：⑩リスクコミュニケーション＞

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、英語版防災パンフレットの作成及びホ

ホームページへの掲載、防災メール・まもるくん英語版及び福岡県国際交流センターのホームページによる情報配信、福岡県国際交流センターを通じた「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録などを行っている。

災害時に外国人が被災する危険性が高まってきていることから、引き続き、外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備、「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録促進などの取組が必要である。

- ・ 英語版の防災メール・まもるくん登録者数 365 人（H30.12 月）
（平成 31 年 2 月末よりさらに言語を追加して運用。） ※福岡県地域強靱化計画より

○ 防災教育の推進 【教務】

＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等、⑩リスクコミュニケーション＞

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行っている。

学校における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 地震に関する避難訓練の実施率（公立学校） 小： 100%、中： 100%（毎年実施）

○ 避難行動等の教訓の広報啓発 【未来】 ＜施策分野：⑩リスクコミュニケーション＞

平成 26 年 3 月に「吉富町防災パンフレット」を作成し、平成 29 年 7 月九州北部豪雨において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組みを教訓編としてまとめ、町内全世帯などへ配付するとともに、ホームページに掲載し電子媒体でも入手できるようにしている。

今後は、パンフレット作成後に発生した平成 30 年 7 月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害における新たな教訓を追加する改訂及び各種会議やイベント、等の機会を通じた更なるパンフレット普及と教訓の啓発を図る必要がある。

- ・ 防災パンフレットの作成 作成（H26.3 月）改訂（R2 年度末）

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 公助による備蓄・調達の推進 【未来、子育て、福祉】

＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

食糧、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行う。また、災害時における災害応急対策の実施に必要な食糧及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。

特に平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害を経て、避難所の間仕切

り、ベッド等の段ボール製品、電気設備、空調施設等の応急対策及び床材としての畳の供給等、避難所生活の環境改善等のための協定を締結し、防災体制の強化を図ってきた。

公助による備蓄・調達の更なる推進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 食糧の備蓄量の充足率 100%（食糧 4,000 食分）（R2.3 月）
- ・ 避難所運営資機材の備蓄量 マンホールトイレ 5 基、発電機 2 台等（R2 年度末）
- ・ 物資の供給に関する協定の締結事業者数 5 業者（R2.5 月）

○ 自助・共助による備蓄の促進 【未来】 <施策分野：⑩リスクコミュニケーション>

町民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、防災パンフレットの配布等を活用した広報・啓発を実施してきた。

町民や事業者における更なる備蓄の促進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 給食施設における給食供給体制の整備 【子育て、福祉】 <施策分野：②保健医療・福祉>

福岡県は、健康増進法に基づき、一定規模の食事を提供する施設（特定給食施設）の栄養管理について指導を行っており、施設管理者に対し、提供する食事の情報等のほか、備蓄の状況についても記載した「特定給食施設栄養報告書（以下「報告書」という）」を毎年度提出させている。

特定給食施設のうち、特に病院や社会福祉施設等では、食事の提供が停止することで患者や入所者の生命に危険を及ぼす恐れがあることから、施設基準の指導監査を行う所管部局からの適切な備蓄量等の指導が必要であるが、報告書で確認した各施設における備蓄実施状況について所管部局と情報共有がされていない。

災害時に、日常的に食事を提供している施設における患者や入所者の生命を保護するため、福岡県と連携し、特定給食施設の給食供給体制の整備が必要である。

- ・ 特定給食施設の備蓄量に関する情報共有 実施（H29 年度）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 現場映像配信体制の構築 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

国（九州管区警察局福岡県情報通信部）は、被災現場の映像を配信するモバイル型映像伝送装置などを整備しており、これらの装置を活用した現場映像配信の実効性を高めるため、映像配信の訓練、平常時における装置の活用等を行っている。

被災現場の映像伝送の更なる実効性の向上のため、継続的な訓練等の実施が必要である。

○ 分散型エネルギーの導入促進 【住民、総務】 <施策分野：③エネルギー>

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの地域における自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、非常用電源に加え、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化にも資する重要な設備である。このため、福岡県

や事業者と連携し、導入促進に取り組んでいる。

また併せて、非常時のエネルギー供給を確保するため、防災拠点、避難施設等への自立・分散型エネルギーの普及及び北九州都市圏域における電力融通や蓄電システムの導入促進を目指している。

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 交通情報の収集・提供 【警察】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

国は、集約したプローブ情報を迅速な警察活動に活かすとともに、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて一般向けに情報提供するための環境整備を進めている。

県は、カメラやプローブ情報による詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、交通流監視カメラ及び高度化光ビーコン（プローブ情報収集装置）の整備を計画的に進めている。

町は、防犯カメラによる詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、主要幹線道路を中心に防犯カメラの整備を順次進め、対象路線の拡大を図る。

災害時における交通情報の的確な収集・提供のため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 防犯カメラの整備台数 29 基（R2.3 月末）

○ 消防施設の耐震化 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

災害時の防災拠点となる消防施設の耐震化を促進し、計画的な補強、建替えを実施する。地域住民の安全・安心を確保するため、確実に耐震化を進めることが必要である。

- ・ 消防施設の耐震化率 100%（H30 年度末）

○ 常備消防の充実強化 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

県内で大規模災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるため、県内市町村・消防一部事務組合間において相互応援協定が締結されている。

このほか、全国の消防機関による応援を速やかに実施するために創設された緊急消防援助隊の応受援体制の確立を目的に、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を毎年度行っている。

常備消防の充実強化を図るため、福岡県と連携し、引き続きこのような取組が必要である。

○ 消防団の充実強化 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めること、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入について、働きかけを行っている。

消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、引き続きこのような取組が必要で

ある。

- ・ 消防団員数 62 人 (R3.4 月)

○ 自主防災組織の充実強化 【未来】 <施策分野：⑩リスクコミュニケーション>

自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組を行っている。

自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 自主防災組織リーダー研修会の実施 20 自治会年 1 回実施 (R3 年度)

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○ 帰宅困難者に対する支援 【未来】 <施策分野：⑫官民連携>

災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結等を検討している。

帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

2-5 被災地における医療機能の麻痺

○ 現場（急性期医療）の DMAT による医療支援 【子育て】 <施策分野：②保健医療・福祉>

医師及び看護師等が災害現場に出動し、迅速な救命処置等を行うことにより、被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、県と災害拠点病院との間で「福岡県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には福岡県災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請できる体制を確保する。

DMAT による迅速かつ適切な医療支援のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 避難所・現場救護所の JMAT による医療支援 【子育て】 <施策分野：②保健医療・福祉>

避難所又は災害現場等に設置する救護所における医療活動を円滑に行うため、県と福岡県医師会、福岡県看護協会、福岡県薬剤師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しており、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師・保健師）の派遣を要請できる体制を維持する。

災害時の円滑な医療活動のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援 【子育て】

<施策分野：②保健医療・福祉>

災害現場に出動し、被災した精神科医療機関における患者搬送・診療補助等の急性期精神

科医療への対応及び災害による被災者等の心のケアのため、県と県内精神科病院との間で「ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には「ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）」の派遣を要請できる体制を確保する。

○ 保健医療調整本部の設置 【子育て】 <施策分野：②保健医療・福祉>

平成 28 年熊本地震の対応に関して、国の初動対応検証レポートでは、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、「医療チームや保健師チームを全体としてマネジメントする機能を構築する」べきと提言された。この点を踏まえ、本町における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっては、保健医療活動チームによる保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することが必要である。

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○ 疫病のまん延防止 【子育て】 <施策分野：②保健医療・福祉>

疫病のまん延予防上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や福岡県等関係機関との情報共有を図るとともに、日頃から福岡県との連絡体制の構築を行っており、災害時における疫病のまん延防止のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 感染症の予防・まん延防止 【未来、子育て】 <施策分野：②保健医療・福祉>

感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症指定医療機関を指定し、感染症指定医療機関における施設整備に要する経費の補助を行うとともに、感染症患者の入院受入体制等の訓練を実施しており、引き続きこのような取組が必要である。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○健康管理体制の構築 【子育て】 <施策分野：②保健医療・福祉>

福岡県は、健康管理支援活動に対して、円滑かつ効果的に実施するために災害時健康管理支援マニュアルを作成した。（平成 29 年 3 月（平成 30 年 3 月改訂）これに基づき、県、町の保健師等が共通認識の下、互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）に迅速に取り組むこととしており、引き続きこのような取組が必要である。

○DHEAT による保健医療行政の指揮調整機能等の応援 【子育て】 <施策分野：②保健医療・福祉>

災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所が行う超急性期から慢性期までの医療対策及び避難所等における保健衛生対策、生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等を応援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を編成するため、構成員の人材育成、資質の維持・向上の取組が必要である。

○ 福祉避難所の設置・運営 【未来】 <施策分野：②保健医療・福祉>

福祉避難所の設置・運営に関する方針を定めた「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」（令和 2 年 7 月）を策定し、設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保など、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう働きかけを行っている。

また、県では、日本福祉用具供給協会と「災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定」（平成 25 年 10 月締結）を締結するとともに、福岡県介護支援専門員協会ほか 7 団体と「災害時における福祉避難所等への福祉等専門人材の派遣に係る協定」（平成 29 年 4 月締結）を締結するなど、福祉避難所における器材や人材の確保の支援を行っている。

福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、引き続きこのような取組を実施していく必要がある。

- ・ 福祉避難所における社会福祉施設等の数 3 施設（H29 年度末）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

○ 災害時の警察業務継続体制の確保 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

福岡県地域防災計画で示された被害想定等を基に、業務の維持を図るための措置を示した「福岡県警察大規模災害対応業務継続計画」（平成 24 年 7 月策定）について、毎年度必要な見直しを行っている。

計画は策定済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、福岡県警察と連携し、継続的な見直しが必要である。

○ 災害警備本部機能の確保 【未来】 <施策分野：⑩行政／警察・消防／防災教育等>

災害時に警察駐在所が機能不全となった場合に備え、代替庁舎への災害警備機能移転訓練等を実施するとともに、代替庁舎の機能強化に向けて、通信設備の確保等に取り組んでいる。

災害警備本部機能の更なる強化を図るため、福岡県警察と連携し、継続的な訓練等の実施が必要である。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○ 防災拠点となる公共施設の整備 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。

防災拠点となる施設等の更なる整備を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 100% (R2 年度末)
- 業務継続体制の確保 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

大規模災害時の町の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、「大規模災害時における業務継続計画」に必要な主要事項を吉富町地域防災計画の中で記載している。

実施すべき内容は記載済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、個別の業務継続計画の策定が必要である。
- ・ 業務継続計画の策定 地域防災計画で主要事項記載 (H25.10 月)
- 各種防災訓練の実施 【未来】

<施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等、⑩リスクコミュニケーション>

関係機関の連携強化や町民の防災意識の高揚等を図るため、毎年度、防災避難訓練及び石油コンビナート等総合防災訓練、九州・山口 9 県災害時応援協定に基づく訓練等を実施している。

防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
- ・ 総合防災訓練及び石油コンビナート等総合防災訓練の実施件数 年 1 回 (H30 年度)
- 受援体制の確保 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

令和 2 年 5 月に吉富町災害時受援計画を策定し、大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保している。

受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組が必要である。
- ・ 吉富町災害時受援計画の策定 策定 (R2.5 月)
- 受援に係る災害対応能力の向上 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

受援に係る災害対応能力の向上を図るため、大規模災害発生時に迅速かつ的確な災害対応及び円滑な受援態勢の確保を目的として、県、自衛隊、消防本部（緊急消防援助隊・消防団を含む）、物流事業者等の関係機関と連携し、随時災害時受援計画の作成・見直しを行う。
- ・ 吉富町災害時受援計画の策定 策定 (R2.5 月)
- 災害対策本部設置運営訓練等の実施 【未来】 <施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

町の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部設置運営訓練を行っており、訓練の検証結果を基に、町が地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行う。

○ 首都中枢機能のバックアップ拠点の整備 【未来】

＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

首都直下地震をはじめとする大規模災害時においても政府業務を継続するため、中枢機能の東京への一極集中を是正し、あらゆる事態においても代替機能を発揮できるバックアップ拠点の整備について検討を進めるよう、福岡県と連携し、国に対し働きかけを行っており、引き続きこのような取組が必要である。

○ 機動的な応援体制の整備 【総務】 ＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

発災後、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う必要がある。

早期に被災市町村の行政機能を支援するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 罹災証明の迅速な発行 【未来】 ＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の対応状況を検証したところ、罹災証明書の発行を迅速に行うことが、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 情報伝達手段の整備 【未来】 ＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を促す。

情報伝達手段の多重化を更に促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 町防災行政無線（同報系）整備率 100%（H29 年度末）
- ・ 災害情報共有システム（L アラート）の導入 システム整備完了（H31.3 月末）

○ 防災メール・まもるくんの運用 【未来】 ＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

災害・防災情報を利用登録者に対して電子メールで提供するシステムである防災メール・まもるくんの維持管理を行うとともに、登録者数の拡大に向け、町防災パンフレットへの情報掲載や関係機関へのリーフレットの配布等を通じた周知を行っている。

防災メール・まもるくんのシステムの適切な運用及び更なる普及啓発を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 防災メール・まもるくんメール配信完了時間 5 分以内（H29 年度末）

○ 災害・防災情報の利用者による対策促進 【未来】 ＜施策分野：⑩リスクコミュニケーション＞

災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー

供給が重要であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保を行っている。

町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、情報の送り手側である公助（県・市町村）による発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である町民や自主防災組織、事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかけており、引き続きこのような取組が必要である。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

○ 各主体と連携したエネルギー需給の確保 【住民・総務】 <施策分野：③エネルギー>

福岡県は、エネルギーを安定的に確保するため、事業者における省エネルギー対策の支援、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策を展開するなど、需給両面での取組を進めており、平成 25 年 2 月に設置した「福岡県地域エネルギー政策研究会」では、分散型電源や高効率発電の普及などにおける地方の役割や取組について幅広く研究を行っている。

また、エネルギーを災害時においても確実に確保するためには、エネルギーインフラ（送電線・ガス管等）の災害対応力の強化を図ることが不可欠であり、非常用電源の普及促進や地域内でのエネルギー自給力の強化を図るとともに、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の弾力的な運用などについて、福岡県と連携して、国に提言している。

エネルギーを安定的に確保するため、福岡県、北九州都市圏域の市町と連携し、エネルギーを巡る情勢の変化に対応した取組が必要である。

○ 高圧ガス事業者に対する保安支援 【地域】 <施策分野：④産業>

福岡県は、高圧ガス取扱事業者に対し、県、高圧ガス関係団体及び大学で構成する福岡県高圧ガス保安推進会議（平成 21 年度設置）を通じて類似事故の再発防止対策の現場保安支援活動、保安技術の指導教育などを行うとともに、県として関係法令に基づく許可や検査、指導のほか、高圧ガス関係団体主催の保安講習会への講師派遣等を行っている。

高圧ガス事故撲滅のため、福岡県と連携して、引き続きこのような取組が必要である。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

○ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進 【水道】 <施策分野：①住宅・都市>

水道施設耐震化計画を検討するとともに、国庫補助を活用した施設整備を行う。

また、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

○ 水資源の確保 【水道】 <施策分野：①住宅・都市> (水道施設の広域的整備)

水道施設の広域的な連携を推進する。

5-3 污水处理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化 【水道】 <施策分野：①住宅・都市>

町が管理する下水道施設については、地震対策を実施している。

下水道施設の更なる耐震化を図るため、引き続きこれらの取組が必要である。

- ・ 地震対策上重要な下水道管きょにおける地震対策実施率 100% (R2 年度末)

○ 下水道 BCP の実効性の確保 【水道】 <施策分野：①住宅・都市>

町が管理する公共下水道において、災害等の危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道 BCP を策定している。

今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道 BCP の情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要がある。

- ・ 下水道 BCP に基づく訓練の実施 年 1 回 (R2 年度末)

○ 浄化槽の整備 【水道】 <施策分野：⑧環境>

浄化槽については、福岡県污水处理構想（平成 29 年 3 月策定）に基づき、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助している。

合併浄化槽への転換を一層促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ 鉄道駅の耐震化 【地域】 <施策分野：⑤交通・物流>

災害時の避難拠点となる鉄道駅の耐震化を実施しており、福岡県は、平成 26 年度より、鉄道事業者が実施している駅の耐震補強工事に対し、国とともに補助を行っている。

耐震補強工事が計画的に実施されるよう、県としても引き続き支援が必要である。

- ・ 吉富駅の耐震化率 100% (H7.4 月)

○ 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流>

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、町管理道路について、法面等の防災対策を推進している。

引き続き、救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）での対策を重点的に実施する取組が必要である。

○ 道路橋梁の耐震補強 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流>

大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長 15m 以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を実施している。

引き続き、安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強などを重点的に進める取組が必要である。

○ 緊急輸送道路の整備 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流>

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行っている。

大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 啓開体制の強化 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流>

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備を行っている。

啓開体制の強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 無電柱化の推進 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流>

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進めている。

引き続き、このような取組を進めるほか、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組が必要である。

○ 道路の雪寒対策の推進 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流>

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信により、円滑な交通確保に努めている。

道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、引き続きこのような取組を進めるとともに、ソフト・ハード両面での取組が必要である。

○ 生活道路の整備 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流>

幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を行っている。

災害時における地域交通網を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） 【建設】

＜施策分野：⑤交通・物流、⑬老朽化対策・研究開発＞

福岡県道路施設維持管理基本計画（平成 18 年度策定）に基づき、道路施設のメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を行っている。

町が管理する橋梁については、吉富町橋梁長寿命化修繕計画（平成 21 年度策定）に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに計画的な架替えを実施している。

また、路面下の空洞調査については、緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞に対して速やかに補修を実施している。

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画策定済み橋数 35 橋（R2 年度末）

○ 道路施設の老朽化対策支援 【建設】 ＜施策分野：⑤交通・物流、⑬老朽化対策・研究開発＞

道路施設の老朽化対策支援として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成 26 年 6 月設置）による支援や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の参加を行っている。

点検の質の向上、道路施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） 【建設、地域】

＜施策分野：⑦町土保全、⑬老朽化対策・研究開発＞

主要な河川施設について、平成 24 年度から施設の点検を実施しており、点検結果に基づき、施設の長寿命化計画の策定を進めている。

河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

- ・ 長寿命化計画の策定数（排水機場） 1 施設（H26 年度末）

○ 海岸保全施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新） 【建設】

＜施策分野：⑦町土保全、⑬老朽化対策・研究開発＞

福岡県は、県土整備部管理分の海岸保全施設については、平成 25 年度までに全施設の点検を終え、現在、詳細な点検を要する箇所に対する二次点検を実施しているところであり、点検結果を基に長寿命化計画の策定に向けた検討を進めている。

海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

- ・ 長寿命化計画策定率（海岸保全施設） 100%（R 元年度末）

○ 中継所の非常電源の確保 【未来】 ＜施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等＞

警察情報通信について、災害の影響により中継所における商用電力の供給断が発生したこ

とから、福岡県と連携し、非常用発動発電機等の機能喪失等を想定した訓練実施や商用電力の供給断に備えた施設整備が必要である。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 企業 BCP の策定促進 【地域】 <施策分野：④産業>

福岡県は、中小企業等への BCP 策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアルの普及や BCP 普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組を支援している。

緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、福岡県と連携し、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取組が必要である。

- ・ 県内企業の BCP の策定状況 10.1% (H27.9 月)
 <全国値：大企業 64.0% (H29 年度)、中堅企業 31.8% (H29 年度)> ※内閣府調査
- ・ 福岡県中小企業団体中央会が実施する BCP 普及促進セミナーへの支援
 年 2 回、参加者数 161 名 (H29 年度)

○ 商工業者への事業継続支援 【地域】 <施策分野：④産業>

被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県と市町村、商工団体等間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。

被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組が必要である。

○ 事業継続力強化支援計画の策定促進 【地域】 <施策分野：④産業>

近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促すこと等は、喫緊の課題となっている。

このことから、町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会が町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画 (BCP) の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する必要がある。

○ 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備 【建設】 <施策分野：⑤交通・物流> (東九州自動車道 4 車線化の実現に向けた取組)

高速道路の通行をできるだけ止めない、また、仮に被災しても通行機能を迅速に回復できる信頼性の高い高速道路へと強化するためには、東九州自動車道の 4 車線化が不可欠である。

暫定 2 車線区間では対面交通の安全性や走行性に課題があるほか、大規模災害時における多重性・代替性の確保の観点からも、4 車線化による信頼性の高い道路ネットワークの構築が必要である。

東九州自動車道の早期 4 車線化に向け、福岡県と連携し、引き続き国への働きかけが必要である。

(重要物流道路の整備)

大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅等）を行っている。

また、平成 30 年の道路法改正で創設された「重要物流道路」制度を踏まえ、物流上重要な道路輸送網において、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。

災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 広域的な避難路となる高規格道路等へのアクセス強化 【建設】

＜施策分野：⑤交通・物流＞

福岡県は、港湾・空港等の物流拠点と高規格道路を結ぶアクセス道路の整備を進めることで、平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時の災害対応力の強化に資する道路ネットワークの構築を推進している。

災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備 【建設】 ＜施策分野：⑦町土保全＞

福岡県と連携し、大規模津波等に対して、減災効果のある「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備について、検討が必要である。

6-2 食料等の安定供給の停滞

○ 農地の防災・減災対策 【地域、建設】 ＜施策分野：⑥農林水産、⑬老朽化対策・研究開発＞

既存の農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域を対象として、福岡県と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の整備を実施している。

農地に係る防災・減災対策の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 農業水利施設の老朽化対策 【地域】 ＜施策分野：⑥農林水産、⑬老朽化対策・研究開発＞

農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策に取り組んでいる。

農業水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、長寿命化計画の早急な策定が必要である。

また、自然災害からの減災・防災を図るため、農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険個所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行っている。

- ・ 機能保全計画（排水機場）策定 1 施設（H26 年度末）

○ 農業用ハウスの補強 【地域】 <施策分野：⑥農林水産>

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を実施する必要がある。

○ 漁港施設の老朽化対策 【建設】 <施策分野：⑥農林水産、⑬老朽化対策・研究開発>

漁港施設の老朽化対策として、福岡県と連携し、漁港の長寿命化計画に基づく対策を実施。さらに、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組んでおり、漁港施設の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 水産物供給基盤機能保全事業基本計画策定 100%（H29.1 月）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 海上・臨海部における広域複合災害の発生

○ 石油コンビナート等における耐災害性の向上 【未来】 <施策分野：④産業>

福岡県における石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のため、昭和 51 年に石油コンビナート等防災計画を策定し、平成元年及び平成 8 年にアセスメント調査を実施するとともに、適宜必要な見直しを行ってきたが、平成 25 年に国の防災アセスメント策定指針で新たに評価すべき項目として示された津波や長周期・短周期地震動による被害等に対応するため、平成 26 年度に防災アセスメント調査を実施した。

アセスメント調査の結果を踏まえ、早期に石油コンビナート等防災計画の見直しを行い、防災体制を強化することが必要である。

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

○ ため池の防災・減災対策 【建設】 <施策分野：⑥農林水産>

近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、福岡県と連携して防災重点ため池を再選定しており、今後、廃止等により選定数に変更が生じた場合は、適宜、見直しを行う。ため池の更なる防災対策を図るため、福岡県と連携し、浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や決壊した場合に影響度大きい防災重点ため池から耐震診断などの取組を進め、必要に応じ補強に向けたハード対策を進める必要がある。

- ・ 防災重点ため池について、浸水想定区域図の作成 6 箇所 100%（R 元年度末）

7-3 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等 【住民】 <施策分野：⑧環境>

大気環境や水質、土壌の保全等を図り、町民の健康被害のリスクを低減するため、福岡県と連携し、大気汚染物質、水質汚濁状況及びダイオキシン類については、必要に応じて調査をし、結果を公表、事業場への立入検査や、事業者等に対する指導等を行っており、引き続きこのような取組が必要である。

また、災害時にも大気汚染情報の観測・発信を継続できる体制や、環境中の有害物質のモニタリングを実施できる体制を確保する必要がある。

○ 毒物劇物の流出等の防止 【子育て】 <施策分野：⑧環境>

福岡県は、災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、毒物劇物の営業者等への立入調査や講習会の開催等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した毒物劇物の事故未然防止対策等の情報発信、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保等を行っている。

毒物劇物の流出防止のため、福岡県と連携し、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 災害・事故時等における毒物劇物による健康被害の発生件数 0 件（R2 年度）

7-4 農地等の被害による町域の荒廃

○ 地域における農地・農業水利施設等の保全 【地域】 <施策分野：⑥農林水産>

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、福岡県と連携して、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援している。

農地等の地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 荒廃農地対策 【地域】 <施策分野：⑥農林水産>

福岡県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する。

土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消による農地の有効利用を促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ 災害廃棄物処理体制の整備 【住民】 <施策分野：⑧環境>

福岡県は、平成 29 年及び 30 年の豪雨災害において、被災地の迅速な復旧・復興のため、被災市町村からの災害廃棄物の広域処理要請に応じ、他の市町村や災害時の協定を結んでいる関係団体との調整を行うなど、支援を実施している。

災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向け、職員等の人材育成を図る必要がある。

- ・ 市町村等災害廃棄物処理担当者研修会 年 2 回実施（R 元年度）

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 防災担当職員等の育成 【未来、総務、地域、建設】

<施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

福岡県は、県及び市町村の防災担当職員を育成するため、講習会の開催、講師の派遣、災害復旧事業の解説 DVD の作成・配布などの取組や、実践的な能力を高めるための演習を行っている。また、緊急初動班の訓練や職員に対する研修会の開催等の取組を行っている。防災担当職員等の更なる育成のため、引き続きこのような取組が必要である。

- ・ 県・市町村防災担当職員を対象とした講習会 年 7 回（R 元年度）
- ・ 緊急初動班（避難所対応含む）の訓練 年 1 回実施（R2 年度）
- ・ 市町村等担当職員を対象とした農地等の災害復旧事業研修会 年 8 回（R 元年度）

○ 迅速な応急・災害復旧のための自治体支援 【建設】

<施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

福岡県は、市町村の復旧・復興を支援するため、災害復旧の申請などに必要な技術支援を実施している。被災からの復旧・復興を迅速に行うため、引き続きこのような取り組みが必要である。

○ 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築 【未来、建設】

<施策分野：⑨行政／警察・消防／防災教育等>

福岡県は、災害に備え、関係出先機関ごとに管内の建設関係業者との間で「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」や、県土整備部と建設関係業界団体との間で「災害復旧支援業務等に関する協定」等を締結している。

災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、福岡県と連携し、引き続きこのような協定の締結先を増やす取組が必要である。

○ 建設人材の確保・育成 【未来、地域、建設】 <施策分野：④産業>

災害時の建設人材不足の状況を踏まえ、復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、公共工事に係る設計労務単価の適正な設定や最低制限価格の引上げ、週休 2 日制の導入検

討、社会保険への加入促進等による就労環境の整備、若年技術者採用企業に対する総合評価での加点措置等による若年人材の建設関係企業への就労促進及び定着支援等の取組を行っている。

建設人材の更なる確保・育成のため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 災害ボランティア活動の強化 【未来、福祉】 <施策分野：⑩リスクコミュニケーション>

福岡県と連携し、災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、町社会福祉協議会の職員や大学生等を対象とする災害ボランティアコーディネーターの養成や、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成などを行っている。

また、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の対応状況を検証したところ、災害ボランティア活動における関係機関の役割の明確化と連携方策の検討が必要であるという課題があった。

災害ボランティア活動の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保 【地域】 <施策分野：⑥農林水産>

農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理のほか、福岡県と連携し、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備に努めており、引き続きこのような取組が必要である。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ 地域コミュニティの活性化 【未来】 <施策分野：⑩リスクコミュニケーション>

福岡県は、市町村における地域コミュニティ活性化の取組を支援するため、市町村職員を対象とした研修会や自治会役員等を対象とした活動事例報告会の開催、情報誌の発行等の取組を行っている。

地域コミュニティの更なる活性化を図るため、福岡県と連携し、引き続きこのような取組が必要である。

○ 被災者等支援制度の周知 【未来、福祉】 <施策分野：⑩リスクコミュニケーション>

福岡県は、大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、各種被災者支援をまとめて「被災者支援関連制度」として、ホームページで公表を行っている。

より一層の周知が必要であるため、福岡県と連携し、引き続きこのような取組が必要である。

○ 貴重な文化財の喪失への対策 【教務】 <施策分野：⑩リスクコミュニケーション>

町内所在文化財について、日常管理とともに、位置情報をハーザードマップに重ねるなど日頃から、自然災害を想定した防災対策を講じる。

文化財貯蔵・公開施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物被害を最

小限にとどめるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 【建設】 <施策分野：①住宅・都市>

平成 24 年度に「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、地震防災アセスメント調査による想定地震被害から建設必要戸数（避難世帯数から民間賃貸住宅の借上げ可能戸数を控除して算定）を想定し、最大となる建設必要戸数の供給体制の確保、建設に必要な用地の確保、仮設住宅の仕様、建設・運営・撤去までの事務、執行体制等を定めた。

被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、予め住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努めている。

県は、災害時における必要な仮設住宅の供給に備えるため、プレハブ造の仮設住宅について一般社団法人プレハブ建築協会との間で建設に関する協定を締結（平成 7 年 3 月）した。また、木造の仮設住宅の供給体制の充実を図るため、建設に関する協定を、県内の建設業者で構成された福岡県建築物災害対策協議会（平成 28 年 6 月）、タマホーム（株）（平成 29 年 11 月）、一般社団法人日本木造住宅産業協会（平成 30 年 2 月）及び一般社団法人全国木造建設事業協会（平成 30 年 6 月）の 4 団体と締結し、協定団体との連絡会議等を実施し、供給体制の強化を図っている。

今後も、災害時に応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を維持することが必要である。

- ・ 建設型応急仮設住宅の建設可能戸数の確認及び建設候補地台帳の更新
年 1 回（R2 年度末）

○ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 【福祉、建設】

<施策分野：①住宅・都市>

災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、福岡県は公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅に関する応急的な住宅支援について取りまとめた「災害時における住宅支援手引書」を作成（平成 29 年度）し、市町村等の公的賃貸住宅供給主体や関係団体向けに配布・説明を行い情報の共有を図っている。また、災害時における借上型応急仮設住宅の提供等に係る協定を関係団体と締結し、円滑かつ迅速な提供に備えている。

今後も、災害時に被災者に対する迅速な住宅支援を実施するため、福岡県と連携し、引き続きこのような取組が必要である。

管理 番号	施策名	リスクシナリオ <●:最も関連の深いもの、○:関連するもの>																																
		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-1	3-2	4-1	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	7-4	8-1	8-2	8-3	8-4			
1	住宅、特定建築物の耐震化	●																																
2	病院、社会福祉施設等の耐震化	●									○																							
3	応急危険度判定体制の整備	●																																
4	住環境等の整備	●																																
5	緊急避難場所となる公園の整備老朽化対策	●																																
6	海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策		●																	○					○									
7	水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進		●	○																○					○									
9	津波・高潮に対する避難体制の強化		●																															
10	大型台風を想定したタイムラインの運用		●	○																														
11	漁村地域における防災・減災対策の推進		●																															
12	気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進			●															○		○				○									
13	新技術等を活用した災害対策の構築			●	○																													
14	洪水に対するハザードマップの作成			●																														
15	河川における水害対応タイムラインの策定			●																														
16	「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進			●	○																													
17	適時適切な避難勧告等の発令			●	○																													
18	人家や公共施設等を守るための土砂対策の推進				●															○					○									
19	土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化				●																				○									
20	防災情報通信基盤の整備	○	○	○	○	●											○																	
21	福岡県総合防災情報システムの活用			○	○	●																												
22	多数の人が集まる場所等における避難対策	○	○	○	○	●																												
23	指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制	○	○	○	○	●																												
24	避難行動要支援者の避難支援	○	○	○	○	●																												
25	福祉避難所への避難体制の整備の促進	○	○	○	○	●																												
26	外国人に対する支援					●																												
27	防災教育の推進	○	○	○	○	●																												
28	避難行動等の教訓の広報啓発	○	○	○	○	●																												
29	公助による備蓄・調達の推進						●	○																										
30	自助・公助による備蓄の推進						●	○		○																								
31	給食施設における給食供給体制の整備						●	○																										
32	現場映像配信体制の構築							●										○																
33	分散型エネルギーの導入促進							●																										
34	交通情報の収集・提供					○			●					○																				
35	消防施設の耐震化	○							●																									
36	常備消防の充実強化	○							●																									
37	消防団の充実強化	○							●																									
38	自主防災組織の充実強化	○	○	○	○	○			●																									
39	帰宅困難者に対する支援	○								●																								
40	現場「急性期医療」のDMATによる医療支援										●																							
41	避難所・現場救護所のJMATによる医療支援										●	○	○																					
42	被災地におけるDPATによる精神科医療及び精神保健活動の支援										●	○	○																					
43	保健医療調整本部の設置										●	○	○																					
44	疫病のまん延防止											●	○																					
45	感染症の予防・まん延防止											●	○																					
46	健康管理体制の構築										○	○	●																					
47	DHEATによる保健医療行政の指揮調整機能等の応										○	○	●																					
48	福祉避難所の設置・運営												●																					
49	災害時の警察業務継続体制の確保								○					●																				
50	災害警備本部機能の確保							○	○					●																				
51	防災拠点となる公共施設の整備														●																			
52	業務継続体制の確保															●																		
53	各種防災訓練の実施	○	○	○	○	○										●																		
54	支援体制の確保						○		○		○	○	○												○									
55	町の受援に係る災害対応能力の向上					○										●																		
56	町災害対策本部設置運営訓練等の実施			○	○											●																		
57	首都中枢機能のバックアップ拠点の整備															●																		
58	機動的な応援体制の整備					○										●																		
59	罹災証明の迅速な発行															●																		
60	町における情報伝達手段の整備	○	○	○	○	○											●																	
61	防災メール・まもるくんの運用	○	○	○	○	○											●																	

管理 番号	施策名	リスクシナリオ <●:最も関連の深いもの、○:関連するもの>																															
		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-1	3-2	4-1	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	7-4	8-1	8-2	8-3	8-4		
62	災害・防災情報の利用者に よる対策促進	○	○	○	○	○										●																	
63	各主体と連携したエネル ギー需給の確保							○									●																
64	高圧ガス事業者に対する保 安支援																●							○									
65	水道施設の耐震化推進及 び水道の広域連携推進						○											●					○										
66	水資源の確保						○											●					○										
67	下水道施設の耐震化										○								●														
68	下水道BCPの実効性の確 保											○							●														
69	浄化槽の整備											○							●														
70	鉄道駅の耐震化																			●													
71	道路の斜面崩壊防止対策、 盛土のり尻補強	○		○	○		○	○	○	○	○						○			●	○	○	○					○					
72	道路橋梁の耐震補強	○					○	○	○	○	○						○			●	○	○	○					○					
73	緊急輸送道路の整備	○		○	○		○	○	○	○	○						○			●	○	○	○					○					
74	啓開体制の強化	○		○	○		○	○	○	○	○						○			●	○	○	○					○					
75	無電柱化の推進	○					○	○	○	○	○						○			●	○	○	○					○					
76	道路の雪害対策の推進					○		○											●	○													
77	生活道路の整備	○		○	○		○	○	○	○	○								●	○													
78	道路施設の老朽化対策(戦 略的な維持管理・更新)	○		○	○		○	○	○	○	○						○			○	●	○	○					○					
79	河川施設の老朽化対策(戦 略的な維持管理・更新)			○																●				○									
80	海岸保全施設の老朽化対 策(戦略的な維持管理・更 新)		○																	●													
81	急傾斜施設等の老朽化対 策(戦略的な維持管理・更 新)				○															●													
82	企業BCPの策定促進																					●	○										
83	商工業者への事業継続支 援																					●	○										
84	事業継続力強化支援計画 の策定促進																					●	○										
85	代替性確保や信頼性を高 めるための道路整備	○		○	○		○	○	○	○	○						○			○	○	●	○					○					
86	広域的な避難路となる高規 格幹線道路等へのアクセス 強化	○		○	○		○	○	○	○	○						○			○	○	●	○					○					
87	「粘り強い構造」を取り入れ た防波堤の整備		○														○				○	●											
88	農地の防災・減災対策																					●			○								
89	農業水利施設の老朽化対 策																					●			○								
90	農業用ハウスの補強						○															●					○						
91	漁港施設の防災・減災・老 朽化対策																					●											
92	石油コンビナート等におけ る耐災害性の向上																							●									
93	ため池の防災・減災対策																								●								
94	大気汚染物質、水質汚濁状 況等の常時監視等																									●							
95	毒物劇物の流出等の防止																										●						
96	地域における農地・農業水 利施設等の保全																					○		○				●					
97	荒廃農地対策																											●					
98	災害廃棄物処理体制の整 備																											●					
99	防災担当職員等の育成																												●				
100	迅速な応急・災害復旧のた めの自治体支援																												●				
101	公共土木施設等の復旧・復 興に係る事業者との協力関 係の構築																												●				
102	建設人材の確保・育成																												●				
103	災害ボランティア活動の強 化																												●				
104	農地防災・災害アドバイ ザーの育成・確保																												●				
105	地域コミュニティの活性化																													●			
106	被災者等支援制度の周知																													●			
107	貴重な文化財の喪失への 対策																													●			
108	建設型応急仮設住宅の供 給体制の整備																														●		
109	公的賃貸住宅や借上型応 急仮設住宅の提供体制の 整備																														●		
全体(再掲含む施策数):356		30	19	30	27	18	16	18	17	11	17	11	9	3	9	4	13	3	3	11	18	12	18	3	10	2	4	9	6	3	2		
●(再掲除く施策数):108		5	5	6	2	9	3	2	5	1	4	2	3	2	9	3	2	2	3	8	4	6	4	1	1	2	2	1	6	3	2		

吉富町地域強靱化計画

策定日／令和３年１１月

編集／吉富町未来まちづくり課危機管理室

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1

TEL 0979-24-1122 FAX 0979-24-3219

E-mail mirai@town.yoshitomi.lg.jp

ひともゲンキ! まちも元気!

吉富町

